

令和8年度

労働保険事務組合

事務手続きのしおり

(令和7年度年度更新事務等説明会資料)

兵庫労働局総務部

労働保険徴収課 事務組合係

TEL 078-367-0793

TEL 078-367-0791 (特別加入)

労働保険事務組合 令和7年度 年度更新事務等説明資料

(令和8年度労働保険事務組合事務手続きのしおり)

- 1 留意事項等
 - ①留意事項等について・・・1～3
 - ②延滞金について・・・4
 - ③労災・雇用保険料率表及び労務费率表・・・5～8
 - ④報奨金の支給申請と区分経理について・・・9
 - ⑤事務組合監査について・・・10
 - ⑥保険料の計算方法の特殊例について・・・11
 - ⑦マイナンバー制度への対応について・・・12
 - ⑧労働保険事務組合の各種変更届について・・・13

- 2 事務組合業務に関する留意点等
 - ① 年度更新申告書の提出について・・・14
 - ② 電子媒体による申告書内訳の提出について・・・15
 - ③ 電子化データの提出方法について・・・16
 - ④ 労働保険関係用紙の請求について・・・17

- 3 令和7年度 事務組合業務の日程について・・・18

- 4 年度更新事務関係書類の作成要領・・・19～29
[関連資料] ①一括有期事業にかかる労働者数の算出方法について・・・30
②メリット制度の適用を受ける事業場の年度更新について・・・31～32

- 5 保険料の修正申告（増額及び減額修正申告）・・・33
 - ① 概算修正申告 [記載例]・・・34～41
 - ② 訂正確定申告 [記載例]・・・42～45
 - ③ 算定基礎調査後・訂正確定後の処理について・・・46

- 6 特別加入保険料算定基礎額表（月額早見表）・・・47
特別加入制度に関する留意点等・・・48～49

- 7 保険料等を滞納した場合の事務処理について・・・50～55
[記載例] ① 労働保険料等滞納事業場報告書・・・51
② 労働保険料等納入事業場報告書・・・52
③ 労働保険料等に関する債務確認及び納付誓約書・・・53
④ 指導経過票・・・54
⑤ 委託解除事業場報告・・・55

- 8 兵庫労働局ホームページの活用について・・・56～57

- 9 記入例・・・58～68

◎留意事項等について

1 保険率等の改定

令和8年度において、労災保険料率の変更はありません。雇用保険料率は0.1%引き下げられる予定ですが、令和8年2月中旬現在、正式な発表はありません。雇用保険料率は令和7年にも変更がありましたので、お間違え無いようお願いします。

2 年度更新関係書類について

- ①申告書内訳の提出用サイズは「**B4**」です。**拡大・縮小せずに提出してください。**
- ②事前に送付する申告書と年度更新時に提出される申告書内訳の「申告済概算保険料」が一致しない状態で提出されるケースが見受けられます。申告済概算保険料が一致しない場合は受理できませんので、ご注意ください。
- ③電子データ（CD）を提出される際に、事前にデータの不具合がないか、正しく保存されているか等確認のうえご提出ください。
- ④令和8年度から、電子データの形式が「申告書内訳情報（新データ形式）」のCSV形式のみ提出可能になる予定です。令和6年度は兵庫局内の事務組合の大半が旧データ方式で提出されていたので、提出の際にはくれぐれもご注意ください。

3 各種提出書類の事業主及び事務組合による押印の省略について

労働保険関係書類において事業主及び事務組合による押印が省略できることとなっています。ただし、下記①～③の書類について省略はできません。

- ①口座振替依頼書等における「金融機関への届出印」②労働保険料等に関する債務確認及び納付誓約書
- ③労働保険継続事業一括認可等確認照会票の事業主印

4 労働保険料の納付について

年度更新で申告した労働保険料については、期ごとの法定納期までに納付をしてください。特に口座振替を利用している事務組合において、事業場の滞納等があり、口座振替ができない場合は納付書により指定されている期日までに納付してください。

なお、法定納期までに納付ができない場合は、事前に事務組合係への連絡も併せてお願いします。特別な理由なく、事業場の滞納以外で労働保険料の納付が遅延した場合は事務組合の責任となります。

5 各種手続きについて

各種手続きについては、事由発生後速やかに手続きするようにしてください。委託解除届の未提出や、相当期間経過後提出されるケースが見受けられます。

特に、特別加入については、原則的に加入は提出日の翌日以降の加入日となり、脱退は提出日以降の脱退日となります。なお、変更届（変更・脱退）の提出が遅滞した場合は、当該事由の発生日を証明できる添付資料が必要となりますので、十分ご注意ください。

6 建設事業に係る中小事業主等特別加入者に適用する労災保険率について

平成29年度確定より、建設事業に係る中小事業主等特別加入者に適用する労災保険率（末尾5）については、特別加入の前提となる一括有期事業の保険関係について登録されている主たる事業の種類による保険料率により算出することになっていますので、ご注意願います。登録業種が不明の場合は文書照会をしてください。なお、令和7年度に事業の種類（業種）の変更が承認されている場合は、変更後の事業の種類による保険料率となります。

7 常用労働者数、被保険者数の記載誤りについて

内訳書記載の常用労働者数や雇用保険被保険者数は、報奨金額に影響する為、記載誤りの無いようお願いします。特に、雇用保険被保険者賃金が0円にも関わらず、被保険者数に1人以上の人数が特段の理由なく記載されているケースが多く見受けられました。

8 建設業等における事務所等に係る中小事業主等の特別加入について

建設の事業を行う事業主が建設現場と事務所の双方で労働者を使用している場合には、労働者に適用される保険関係に基づき特別加入することとなっていますので、建設現場と事務所の双方それぞれの事業の保険関係に基づいて特別加入を申請し、承認を得る必要があります。

従って、事務所での保険関係が成立していない事業において、事務所業務中の災害については、原則保険給付を受けることはできません。

9 有期事業における賃金総額の特例計算について（P 26、27 参照）

請負による建設の事業に係る賃金総額を特例計算によって求める場合、算定基礎となる請負金額に関し、平成27年4月1日以降に開始された事業については、請負金額に消費税を含まない金額に労務費率を掛けて算定しますが、今なお、誤って消費税を含めた請負金額により算出していた事例が多く見受けられます。ご注意願います。

10 統一様式について

令和2年1月から（成立系・取得系・喪失系・廃止系）の統一様式の運用が開始されておりますが、事務組合委託事業においては統一様式の受付対象外となっており、従来の様式のみ受付可能となっておりますのでご注意ください。

11 建設業の事務所等労災について

所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務（※）を行う場合は、事務所等の労災保険を成立させる必要があります。令和6年度の会計検査院の調査を発端として、「特定の工事現場に付随しない業務」を行っているにも関わらず、成立していない事業場が全国的に見受けられる事が判明しました。事務所の有無や事務員の有無に関わらず、所属労働者が「特定の工事現場に付随しない業務」を行う場合は、事務所等労災の成立をお願いします。

（※ 詳細は付録のリーフレット及び事務組合担当者向け Q&A をご覧ください）

また、リーフレット及び委託事業主向け Q&A を建設業事業主に送付する等、活用をお願いします。

12 在宅勤務・テレワークにおける交通費の取扱いについて

当該労働日における労働契約上の労務の提供地が自宅とされており、業務として必要な場合に限り、労働契約上、同日の労務提供地とされていない会社事務所等に一時的に出勤した際に、その移動にかかる実費を企業が負担する場合、当該費用は原則として実費弁償と認められ、労働保険料等の算定基礎となる賃金には含みません。

他方、当該労働日における労働契約上の労務の提供地が会社事務所等とされている場合においては、自宅から当該会社事務所等に出社するために要した費用を企業が負担する場合、当該費用は、原則として通勤手当として賃金に含まれるため、労働保険料等の算定基礎に含みます。

なお、上記の判断に当たっては、当該労働日における労務の提供地の定めや、支払われた金銭の額、労働契約や就業規則等の規定の内容等、実態を踏まえて個別に判断する必要があります。

◎その他

1 年度更新後に新たに委託を受けた場合について

個別からの移行で概算保険料納付済みの場合、当年度の確定は個別の労働保険番号で保険年度末までの確定保険料の申告・納付を行い、翌年度概算保険料の申告・納付から事務組合で一括処理をしてください。

中小事業主等の特別加入も併せて事務組合が委託を受けた場合は、個別事業を確定精算し、当該年度から事務組合で一括処理してください。

- 2 雇用保険の加入手続きについて（雇用保険の被保険者となる適用要件）
 - 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
 - 31日以上の雇用見込みがあること上記の適用要件を満たす労働者を雇い入れた場合には、雇い入れた日の属する月の翌月10日までに事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を提出してください。
※ 雇用保険の遡及加入が毎年多くありますので、雇用保険の適用要件について、委託先への周知、啓発をお願いします。
- 3 一括有期事業の元請工事の算入漏れについて
会計検査院の指摘により、労災事故のあった一括有期事業の元請工事について算入漏れが多くあった事が判明しました。今後、算定基礎調査等において重点的に確認させていただくことになりましたので、事業主への周知徹底及び年度更新時の確認をお願いします。
- 4 電子申請の活用について
労働保険関係（特別加入含む）の届出時には、是非電子申請の活用をお願いします。

◎委託事業主の範囲について

事務組合が労働保険事務の処理の委託を受けることのできる事業主は、次の1及び2のすべてに該当する事業主です。

- 1 使用する労働者数（企業全体の）が次の規模以下であるもの
 - (1) (2) 及び (3) 以外の業種にあっては、その使用する労働者数が常時 300 人以下の事業主
 - (2) 金融業、保険業、不動産業又は小売業を主たる事業とする場合にあっては、その使用する労働者数が常時 50 人以下の事業主
 - (3) 卸売業又はサービス業（清掃業、火葬業、と畜業、自動車修理業及び機械修理業は除きます。）を主たる事業とする場合にあっては、その使用する労働者数が常時 100 人以下の事業主「常時 300 人、50 人又は 100 人以下の労働者を使用する」とは、常態として 300 人、50 人又は 100 人以下の労働者を使用することをいい、臨時に労働者数が増加する等の結果、一時的に使用労働者数が 300 人、50 人又は 100 人以上となった場合でも、常態として 300 人、50 人又は 100 人以下であればこれに該当することになります。
なお、同一事業主が場所的に独立した日本標準産業分類の区分の異なった事業を行う場合は、それぞれを別個の事業として取り扱います。
注) 労働者数を判断する際の事業の分類は、中小企業基本法上の類型及び日本産業分類上の分類によります。（例：医療業、社会福祉業は中小企業法上の類型「サービス業」として労働者数 100 人以下と判断します。）

常態として上記の範囲を超える事になった事業主については委託解除をお願いします。

- 2 事務組合である団体（母体となる団体が連合団体である場合は、加盟単位団体）の構成員である事業主又は構成員以外の事業主であって、事務組合に労働保険事務を委託することが必要であると認められるもの
「委託することが必要であると認められるもの」とは、事務組合に労働保険の処理を委託しなければ労働保険への加入が困難であるもの及び労働保険事務の処理を委託することにより、当該事業における事務負担が軽減されると認められるものをいい、都道府県労働局において当該地域の実情を勘案のうえ、判断するものとされています。
また、構成員以外の事業主の事務処理の委託については、中小企業等協同組合法その他中小企業関係法令における員外者利用の制限に関する規定に抵触することとならないようにする必要があります。

労災保険率について

労 災 保 険 率 表

単位: 1/1,000

令和6年4月1日改定

事業の種類/分類	番号	事業の種類	労災保険率
林業	02、03	林業	52
	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	18
漁業	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37
	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。） 又は石灰鉱業	88
鉱業	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	13
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5
	25	採石業	37
	26	その他の鉱業	26
	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	34
建設事業	32	道路新設事業	11
	33	舗装工事業	9
	34	鉄道又は軌道新設事業	9
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	9.5
	38	既設建設物設備工事業	12
	36	機械設置の組立て又は据付けの事業	6
	37	その他の建設事業	15
製造業	41	食料品製造業	5.5
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4
	44	木材又は木製品製造業	13
	45	パルプ又は紙製造業	7
	46	印刷又は製本業	3.5
	47	化学工業	4.5
	48	ガラス又はセメント製造業	6
	66	コンクリート製造業	13
	62	陶磁器製品製造業	17
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	6.5
	51	非鉄金属精錬業	7
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	5
	53	鋳物業	16
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	9
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	6.5
	55	めつき業	6.5
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5
	57	電気機械器具製造業	3
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4
	59	船舶製造又は修理業	23
60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	
61	その他の製造業	6	
運輸業	71	交通運輸事業	4
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	8.5
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	9
	74	港湾荷役業	12
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13
	93	ビルメンテナンス業	6
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5
	94	その他の各種事業	3
	90	船舶所有者の事業	42

令和8年度の雇用保険料率について

令和8年度の雇用保険料率は、令和7年度より1/1000ずつ下がる予定ですが、令和8年2月中旬現在、正式な発表はされていないため、参考として前年のリーフレットを貼り付けております。厚生労働省のHPに掲載され次第、差し替え予定です。

事業主・被保険者の皆さまへ

令和7(2025)年度 雇用保険料率のご案内

令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6.5/1,000に変更になります。)
- 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

<令和7年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担			①+② 雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和7年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

特別加入保険料率

令和6年11月1日施行

一人親方等(第二種特別加入保険料率)

単位:1/1,000

特1 個人タクシー、個人貨物運送業者	11
特2 建設業の一人親方	17
特3 漁船による自営業者	45
特4 林業の一人親方	52
特5 医薬品の配置販売業者	6
特6 再生資源取扱業者	14
特7 船員法第一条に規定する船員が行う事業	48
特8 柔道整復師	3
特9 創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者	3
特10 あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師	3
特11 歯科技工士	3
特12 特定フリーランス事業	3
特13 指定農業機械作業従事者	3
特14 職場適応訓練従事者	3
特15 金属等の加工、洋食器加工作業	14
特16 履物等の加工の作業	5
特17 陶磁器製造の作業	17
特18 動力機械による作業	3
特19 仏壇、食器の加工の作業	18
特20 事業主団体等委託訓練従事者	3
特21 特定農作業従事者	9
特22 労働組合等常勤役員	3
特23 介護作業従事者及び家事支援従事者	5
特24 芸能関係作業従事者	3
特25 アニメーション制作作業従事者	3
特26 情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者	3

海外派遣者(第三種特別加入保険率)

海外で行われる事業に派遣される労働者等	3
---------------------	---

労務費率表

(令和6年4月1日改定)

事業の種類 の分類	業種番号	事業の種類	労務費率	
建設事業	31	水力発電施設、 ずい道等新設事業	19%	
	32	道路新設事業	19%	
	33	舗装工事業	17%	
	34	鉄道又は 軌道新設事業	19%	
	35	建築事業	23%	
	38	既設建築物設備工事業	23%	
	36	機械装置の 組立て又は 据付けの事業	組立て又は 取付けに関 するもの	38%
			その他のもの	21%
37	その他の建設事業	23%		

<重要> 報奨金の申請と区分経理について

報奨金の支給は、報奨金の支出内容について区分経理がなされているかを審査の上、行うこととなっています。

審査の結果、区分経理がなされていない、または交付目的外使用が確認できる事務組合については、当該支出分については交付をしないこととなります。

(原則前年度の支出内容および今年度の支出予定内容について確認します。前年度に報奨金を受給していない組合については今年度の支出予定内容を確認します)

兵庫労働局においては、報奨金の区分経理に係る関係書類の提出期間が報奨金支給申請書の提出期間より前としているため、あらかじめ、必ず前年度交付の「報奨金のお知らせパンフレット」をご確認いただき、支出内容が合致しているかの確認をお願いします。

(「報奨金についてのお知らせ」パンフレット

7「区分経理に係る書類の作成要領等」参照)

区分経理関係書類 R8.8.3～ R8.8.31

報奨金申請書 R8.10.1～R8.10.15

なお、前年度提出の「支出予定内容」から支出内容を変更する事は可能ですが、変更後の支出内容が条件を満たしていることと、変更することに何らかの理由があることが必要です。変更後の支出内容について不安な場合は、兵庫労働局労働保険徴収課事務組合係までお問い合わせください。

適切な運営・事務処理を行っていますか？

(事務組合監査について)

事務組合業務が法令等に則り、適正に処理されているかについて、1年から3年に一度労働局が監査を実施しています(※)。(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第43条)

監査の結果、一部や大部分が適切に実施されていない場合は、文書により是正指示を行い、指定期限内に改善報告書の提出を求めることになります。また、改善が適切に実施されているか、後日再度監査を行います。

なお、労働保険事務組合は、厚生労働大臣の認可を受け事務処理を行っていただいている為、認可基準に該当しなくなった場合や、事務処理を怠った場合、著しく不当な場合は、認可を取消す場合があります。

(※上記以外に臨時監査を実施する場合がありますので、常に適切な事務処理を心がけてください。)

監査の一例(自主点検にご活用ください。実施していない場合は直ちに是正してください)

●事務組合の事務処理体制

- 現在の事務処理規約が労働保険事務組合の認可基準に適合しているか
- 事務処理規約に沿って事務処理を行っているか。
- 事務組合が備え付けるべき各種帳簿を適切に管理・作成しているか。
- 委託事業主に対して交付すべき書類を適切に交付し控えを管理しているか。
- 雇用保険の手続を適切に実施しているか。

●事務組合内の内部牽制体制、保険料の管理体制

- 労働保険料専用口座を作り、保険料以外の金員と区分して管理しているか。
- 専用口座に保険料以外の金員が振り込まれた場合、概ね1か月以内に他の口座へ振替しているか。
- 労働保険料を流用していないか。立替払いをしていないか。
- 通帳管理担当者と代表者印管理担当者を別にしているか。
- 労働保険料を各担当者が自由に大金できるような危険性はないか。
- 監査役を指定し、毎年内部監査を実施しているか。
- 内部監査において各種帳簿の突合が行われているか。
- 内部監査結果等の必要な報告が総会等で行われているか。
- 委託事業場への還付は適切に行われているか。

●滞納事業場への督促状況

- 滞納事業場報告書を期限内に提出しているか。
- 納入事業場報告書を随時提出しているか。
- 滞納事業場への督促を適切に行っているか。
- 滞納事業場への督促状況を労働局へ適切に報告しているか。
- 債務承認納付誓約書はおおよそ1年に一度以上徴収し、労働局へ提出しているか。
- 滞納がある状態で委託解除をした場合に、債務承認及び納付誓約書を徴収した上で労働局へ提出する等を行い、労働局に適切に報告しているか。

●その他

- 事務組合の代表者が変更になったとき、労働局に届け出をしているか。

<補足> 保険料の計算方法の特殊な例

一般労災保険の賃金総額と雇用保険料の賃金総額が同額で、一般労災保険料額と雇用保険料額の小数点部分を合算した結果1以上となる場合は端数処理の関係で1円の端数が生じることがあります。この場合は、労災保険料額に1円加算してください。

例

労災保険料率 1000 分の 5.5、雇用保険料率 1000 分の 14.5

一般労災保険料対象の賃金総額 1,357 千円 雇用保険料対象の賃金総額 1,357 千円

特別加入賃金総額 2,555 千円（日額 7,000 円）の場合

労働保険料総額 =

賃金総額 1,357 千円 × (労災保険料率 5.5/1000 + 雇用保険料率 14.5/1000)
+ 特別加入賃金総額 2,555 千円 × 労災保険料率 5.5/1000

(特別加入保険料は最後に足し合わせる)

= 1,357 千円 × 20/1000 + 2,555 千円 × 5.5/1000

= 27,140 円 + 14,052.5 円

⇒ (端数処理) ⇒ 27,140 円 + 14,052 円

= 41,192 円

うち、一般労災保険料①は 1,357 千円 × 労災保険料率 5.5/1000

= 7,463.5 円

⇒ (端数処理) ⇒ 7,464 円

特別加入保険料②は 2,555 千円 × 労災保険料率 5.5/1000

= 14,052.5 円

⇒ (端数処理) ⇒ 14,052 円

雇用保険料③は 1,357 千円 × 雇用保険料率 14.5/1000

= 19,676.5 円

⇒ (端数処理) ⇒ 19,676 円

① + ② + ③ = 41,192 円

この計算は、上記の条件を満たす場合に限るので、あてはまらない場合は、1円の加算をしないようご注意ください。

マイナンバー制度への対応について

平成28年1月からマイナンバー制度が開始され、労働保険事務組合においては、番号法による個人番号関係事務実施者としての対応が求められています。

すでに、対応をとられていることとは思いますが、対応がとられていない場合は早急にマイナンバー制度への対応をお願いします。

労働保険事務組合の対応として

1 基本方針の策定

労働保険事務組合における個人番号を取扱う事務の範囲及び特定個人情報等の範囲を明確にした上で事務取扱担当者を明確にし、特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むため基本方針の策定をお願いします。

2 取扱規定の策定と適用

特定個人情報等の具体的な取扱いを定める取扱規程等を策定し、特定個人情報等を取扱う体制の整備をお願いします。

なお、取扱規程等は、管理段階ごと（取得、利用、保存、提供、削除・廃棄を行う段階）に、取扱方法・責任者・事務取扱担当者及びその任務等について定めることが考えられます。

3 委託先との安全措置に係る委託契約の締結

労働保険事務等委託書（組様式第1号）が改定されていますので、この様式を使用するか、若しくは既契約の労働保険事務等委託書に加えて、特定個人情報の取扱いに関する事項について契約の締結をお願いします。

4 労働保険事務組合事務処理規約の改正

事務処理規約の中に、「個人情報の保護」（個人情報の保護の徹底）に関することを追加記載する必要があります。

改正された事務処理規約は、母体団体等の直近の総会等の議決機関において承認を受ける必要があります。

改正された事務処理規約は委託者に再交付をお願いします。

5 安全管理措置

特定個人情報を保護するために必要な安全管理措置を講じてください。具体的には、「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」、「物理的安全管理措置」、「技術的安全管理措置」を講じてください。

その他

平成29年5月から、個人情報を取り扱うすべての事業者が個人情報保護法の適用対象とされています。労働保険事務組合の皆様におかれては、委託事業主の使用労働者等の個人番号（マイナンバー）のみならず、氏名、生年月日等の個人情報についても、従来から適切にお取り扱いされていると存じますが、すべての事業者に個人情報保護法が施行されていることに伴い、同法の規定に基づく取組をお願いします。

労働保険事務組合の各種変更届について

事務組合は、「労働保険事務組合認可申請書」(⑥から⑩欄を除く)及び申請の際に添付した書類(定款・事務処理規約)の内容に変更(監督署所掌団体の事務組合が安定所所掌団体の労働保険事務を行う場合を含む)があった時は、その変更があった日の翌日から起算して14日以内に「労働保険事務組合認可申請書記載事項等変更届」(組様式第2号)及びその内容を確認するための添付書類を提出しなければなりません。主な変更事項については下記を参考としていただき、記載以外の詳細は兵庫労働局労働保険徴収課事務組合係までお早めにお問い合わせください。

(1) 「労働保険事務組合認可申請書記載事項等変更届」(組様式第2号)に必要な添付書類

変更内容	添付書類等
① 所在地	左記すべてにフリガナを記載すること 登記簿、総会(臨時総会)理事会(役員会)等の議事録 賃貸契約を伴う移転の場合、移転先の賃貸契約の写し
② 名称	
③ 代表者の変更	
④ 定款	改定した定款、議事録
⑤ 労働保険事務組合同規約	改定した事務処理規約、議事録
⑥ 改印	組様式第2号その他の欄に新旧印を押印
⑦ 電話番号	組様式第2号その他の欄に記載 (FAXの変更がある場合も記載ください)

* 口座振替制度利用中の事務組合で上記①②③に変更がある場合、「口座振替の納付書送付依頼書(変更)」が必要となります。「口座振替の納付書送付依頼書(変更)」を用いて金融機関に提出し、新規分と同様の取扱で金融機関から払戻された送付依頼書(正・副)を所定の時期(下記※)までに提出してください。(該当日が土・日・祝日の場合はその後の最初の金融機関の営業日となります。)

※ 概算保険料第1期分、確定保険料等から実施……………2月25日
 概算保険料第2期分から実施……………8月14日
 概算保険料第3期分から実施……………10月11日

* 「口座振替の納付書送付依頼書(変更)」につきましては、厚生労働省ホームページからダウンロードが可能です。

* 「労働保険事務組合認可申請書記載事項等変更届」(組様式第2号)につきましては、兵庫労働局ホームページからダウンロードが可能です。

(2) 提出先 : 兵庫労働局総務部労働保険徴収課事務組合係

令和 8 年度 年度更新申告書の提出について

令和 8 年度の年度更新申告書の提出に関する留意事項は下記のとおりです。

例年、提出書類の不備、特に一括有期事業総括表及び一括有期事業報告書の所在地、事業主名の記入漏れが多く見受けられます。複写式の様式については、2 枚目も所在地、事業主名の記入が必要となりますので、ご確認のうえ提出をお願いします。

記

1 申告書等の提出方法について

(1) 郵送

兵庫労働局総務部労働保険徴収課事務組合係へ郵送願います。

(神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー 15F)

※事務組合控については受付後に返送しますので、返信用の封筒やレターパック等を同封し、料金不足が生じないように願います。

返信用の封筒が同封されていない場合は、**着払い**で返送させていただきます。

提出期限までに、労働局に到着するよう送付をお願いします。

(郵便事情により配達に日数を要しています。郵便の場合は期限に余裕をもって提出してください。)

(2) 持参

兵庫労働局総務部労働保険徴収課事務組合係へ提出願います。

(神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー 15F)

※提出期日間近には窓口の混雑が予想されますのでお早めに提出をお願いします。

(3) 電子申請

e-Gov (電子政府の総合窓口) から電子申請を行うことができます。

検索サイト等で「電子申請 (ｽｰｽ) 労働保険」と検索すると厚生労働省の電子申請関係ページが表示されますので参照ください。

2 申告書内訳の電子媒体 (CD 等) での提出について

申告書内訳を電子媒体で提出される場合、**電子媒体の提出と併せて紙媒体の申告書内訳の提出もお願いします。**(データの不具合がないか、データが格納されているか事前に確認のうえご提出ください。)(P.15・16 もご一読ください)

3 提出期限

提出期限は 7 月 10 日 (金) です。

注) 申告書を郵送する場合は、領収済通知書 (納付書) を切り離し、事務組合で保管した上で送付してください。

納期限を遵守し、期限内に徴収できなかった事業場分を除き納付してください。納期限までに納付できなかった事業場分については「労働保険料等滞納事業場報告書」(P.51 参照) を提出してください。

申告書内訳(電子)について

申告書内訳(電子)の提出期限

申告書内訳(電子)は、年度更新時(6月1日～7月10日)に提出してください。当該期間に提出された申告書内訳(電子)が報奨金(電子化分)の交付対象となります。
なお、申告書内訳(紙)もあわせて提出をお願いします。

申告書内訳(電子)の作成要領

- (1) 厚生労働省HP内の「労働局適用徴収業務支援システム(※1)(以下「RSシステム」という。)の仕様公開について」で公開している「インターフェース仕様書」(※2)の内容に沿った形式により作成された電子ファイルを、DVD(DVD-R、DVD+R又はDVD-RW、DVD+RW)、CD(CD-R又はCD-RW)へ保存してください。
- (2) 上記(1)の厚生労働省HP内の「労働局適用徴収業務支援システムの仕様公開について」の掲載場所は以下のURLとなります。
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/shiyou_koukai/
なお、検索する場合には、厚生労働省HPのトップページの右上の検索欄に「労働局△仕様公開」と入力し、検索してください(△は全角スペースを表しています)。
- (3) 令和8年度以降の年度更新においては「申告書内訳情報(新データ形式)」のCSV形式のみ提出が可能となる予定です。
- (4) DVD、CDは、ウィルス対策ソフト等で事前にウィルスチェックを行ってください。
- (5) 申告書内訳(電子)のデータ内容は、年度更新時に提出する申告書内訳(紙)と同じ内容です。
ただし、第2種特別加入保険料に係る申告書内訳(組様式第6号(乙))及び第3種特別加入保険料申告内訳(海特様式第1号)に係る内容は含みません。
- (6) DVD、CDのラベルには、以下について記載してください。
 - ① 事務組合の名称
 - ② 労働保険番号
※ 全ての労働保険番号を記載してください(枝番号は不要)。なお、労働保険番号が複数になる等により記載できない場合には、ラベルには「労働保険番号は別紙」とし、別紙に記載してください。
 - ③ 「令和8年度申告書内訳」の記載
 - ④ 作成日付
 - ⑤ 口座振替を行っている場合には「口座振替」と記載
- (7) 提出されたDVD、CDは返却いたしません。RSシステムへの登録が終了し、保存期間が満了した後に、都道府県労働局にて厳重に廃棄処理します。

(※1) 労働局適用徴収業務支援システムとは、都道府県労働局において、事務組合から提出される申告書内訳等の受付、審査等の業務処理を支援するシステムです。

(※2) インターフェース仕様書とは、システム間でデータのやり取りを行うための保存形式について記載されたものです。

(※3) 市販のソフト等を用いて申告書を作成されている場合、ソフト開発会社において申告書内訳(電子)の提出が可能となる機能等を追加されている可能性があります。一度、ソフト開発会社へお問い合わせいただくことをお勧めします。

問合せ先

提出方法等については兵庫労働局労働保険徴収課事務組合係(078-367-0793)へお問い合わせください。
インターフェース仕様書に関するお問い合わせは厚生労働省労働保険徴収業務室第1係(03-3920-3311 内線404・405)へお願いします。

(重要) 電子化データ (CD/DVD) の提出方法について

令和 8 年度年度更新 (令和 7 年度確定令和 8 年度概算) から、電子化データの提出が「新データ方式」での「csv ファイル」のみ可になる予定です。

「旧データ方式」「固定長形式」「txt ファイル」での提出ができなくなる予定です。ご注意ください。

(令和 7 年度は兵庫労働局内の多数が旧データ様式で提出されていました)

新データ方式での CSV ファイルでの作成方法については、厚生労働省の HP https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/shiyou_koukai/index.html

をご覧ください。

検索される場合は、厚生労働省の HP 内で

「労働局△仕様公開」(△は全角スペースを表しています)

で検索してください。

市販のソフトウェアをご利用の場合はソフトウェア会社にご相談ください。

電子化データ提出時の注意事項

令和 7 年度に提出されたもので、訂正が必要になった事が多かったものを以下に記載しますので、提出前にご確認ください。

前年度と同様に提出したつもりであっても、「前年度とは異なっていた」という事例が多くありましたので、必ず確認をお願いします。

- ・ CD (DVD) に中身が入っていない。
- ・ 「管轄」に対応する列(3 列目)の桁が 1 桁になっている。(2 桁が正しい)
- ・ 「業種番号」に対応する列(7 列目)の桁が 2 桁になっている。(4 桁が正しい)
- ・ 特別加入分のデータが入っていない。

※成立届、委託解除届が提出されていなかったため、電子データと一致せずエラーとなったケースもありましたので、くれぐれも提出漏れの無いようお願いいたします。

労働保険関係用紙の請求について

労働保険事務組合で使用する様式については、例年4月中旬ごろに兵庫労働局から各事務組合あてに発送する「労働保険事務組合の年度更新の手続きについて」に合わせて送付する「労働保険関係用紙の所要数調査について」をご参照いただき、各事務組合で、**翌年度（※令和9年度）**の1年間に必要な所要数を様式ごとに、送付する所定の報告用紙（労働保険関係用紙請求書）により、**令和8年5月1日から令和8年7月10日までの間にFAX等**により兵庫労働局総務部労働保険徴収課事務組合係あてにご報告ください。

ご報告いただいた様式については、翌年の**3月上旬頃**に各事務組合あてに**着払い**で送付させていただくこととしております。この請求用紙を提出しないまま用紙の請求をいただいても、在庫がなくお渡しできませんので、ご注意ください。

このため、年度途中に不足が生じないように、用紙の請求を上記の期間中に行っていただきますようご協力をお願いします。

- (注) 1 請求用紙に記載のない様式については、請求用紙の余白に様式の名称、様式の番号、必要部数を明記し、請求してください。
- 2 着払いを希望されない(直接兵庫労働局へ受け取りに来られる)場合は、余白にそのことを明記してください。明記されていない場合は、着払いでの送付とさせていただきます。
- 3 監督署や安定所に用紙を請求する場合、取り扱っていない様式もありますので、あらかじめ電話で在庫の有無も含めご確認ください。
- 4 FAXする前に、労働保険番号、事務組合名等の記載漏れがないか確認の上、FAXの送付間違えのないようにご提出ください。

また、兵庫労働局のホームページからダウンロードすることができる様式もございますので、ご活用ください。(P54、55 参照)

労働保険関係用紙配布スケジュール

4月	翌年度に必要な労働保険関係用紙の部数を把握する。
4月中旬	兵庫労働局から年度更新関係文書と伴に「労働保険関係用紙の所要数調査について」が各事務組合に郵送される。
5月1日～7月10日	労働保険関係用紙請求書を兵庫労働局事務組合係あてFAX等で報告。
翌年3月上旬頃	請求した用紙が、各事務組合に着払いで送付されます。厚生労働省から用紙の送付に遅延等の連絡があった場合には、用紙の請求をいただいた事務組合にのみ、連絡させていただきます。

令和8年度 労働保険事務組合 事務日程表 (予定)

令和8年

3月2日 (月) ～ 3月31日 (火)	特別加入者「給付基礎日額変更申請書」提出期間 注) 翌年度の給付基礎日額変更を希望する場合
4月上旬 ～ 5月下旬	労働保険年度更新に係る申告書及び申告書内訳等の作成準備期間 ※委託事業主からの報告書類の受理や提出書類の作成、労働保険料の納入通知などは、時間的余裕をもって行ってください。
5月1日 (金) ～ 7月10日 (金)	労働保険関係用紙の請求 (P17) 提出期間
6月1日 (月) ～ 7月10日 (金)	労働保険年度更新期間 第1期分(前年度確定不足、第1期分及び拠出金)納付期限
6月1日 (月) ～ 7月24日 (金)	■過年度滞納事業場に係る「債務確認及び納付誓約書」(P53)、 「指導経過票」(P54)提出期間
7月13日 (月) ～ 7月24日 (金)	■第1期分「滞納事業場報告書」(P51)提出期間
8月3日 (月) ～ 8月31日 (月)	「報奨金の区分経理」に係る関係書類の提出期間 (様式は兵庫労働局ホームページよりダウンロード)
9月7日 (月)	第1期分口座振替日
9月8日 (火) ～ 9月24日 (木)	■第1期分「滞納事業場報告書」提出期限(口座振替組合)
9月16日 (水) ～ 9月30日 (水)	第1回概算修正申告 注) 8月末までに新規委託及び委託解除の届を提出済みで、かつ概算保険料の増減があった場合に申告
10月1日 (木) ～ 10月15日 (木)	「報奨金交付申請書」提出期間
10月下旬	第2期分納付書発送(本省より事務組合へ送付)
11月16日 (月)	第2期分納付期限(口座振替日)
11月17日 (火) ～ 11月27日 (金)	■第2期分「滞納事業場報告書」提出期限
12月1日 (火) ～ 12月16日 (水)	第2回概算修正申告 注) 11月末までに新規委託及び委託解除の届を提出済みで、かつ概算保険料の増減があった場合に申告
12月下旬	報奨金の交付(電子化分含む)

令和9年

1月下旬	第3期納付書発送(本省より事務組合へ送付)
2月15日 (月)	第3期分納付期限(口座振替日)
2月16日 (火) ～ 2月26日 (金)	■第3期分「滞納事業場報告書」提出期限

※年度更新等に必要な様式(一部)を兵庫労働局のホームページに掲載しています。

※委託解除事業場に係る「債務確認及び納付誓約書」(P51)「委託解除事業場報告書」(P53)は、
随時提出してください。

※■については保険料等を滞納した場合のみ提出が必要です。

※予定の変更があった場合は事前にご連絡させていただきます。

年度更新事務関係書類の作成要領

1 「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」(賃金等の報告)の作成について

- (1) 「賃金等の報告」は保険料及び一般拠出金を算出する基礎になるものです。委託事業場に作成を依頼し、事務組合で内容に誤りがないか、事業主及び作成者の記名があるか必ず確認してください。
- (2) 「賃金等の報告」の事業主控は必ず返却してください。
- (3) 建設の事業(末尾5)については下請等を含む事業に携わったすべての労働者に支払った「賃金総額」を記入することとなりますが、「賃金総額」を正確に算定することが困難な場合については、請負金額に労務費率を乗じて算定した額を、当該事業に使用される労働者に係る「賃金総額」とする特例が認められています。

2 「保険料・一般拠出金申告書内訳」の作成について

- (1) 「賃金等の報告」をもとに作成してください。
- (2) 有期事業(末尾4、5)については、一括有期事業報告書及び一括有期事業総括表(末尾5のみ)をもとに作成してください。
- (3) 基幹番号ごとに作成してください。
ただし、メリット制適用分は別葉に連記し、上部余白に『**メリット分**』と**朱書き**してください。
- (4) 口座振替納付制度の承認を受けている場合は、右上部余白に、『**口座**』と**朱書き**してください。
- (5) 労働保険番号を正確に全ページに記入してください。
- (6) 下部の事務組合の名称については**全ページ**に記入し、所在地、代表者の氏名、郵便番号、電話番号、事務担当者氏名については合計表に記入してください。
『メリット分』については全ページに記入してください。
- (7) 申告書内訳が2枚以上になる場合は、別葉を使って合計表を作成してください。
- (8) 右上

枚のうち	枚目
------	----

 欄には合計表を含めた枚数を表示します。
合計表は最後のページとしてください。
- (9) ①欄(労働保険番号の枝番号)について
 - (イ) 委託を受けた際に振り出した枝番号順に記入してください。
 - (ロ) 母体団体は最初のページの1行目に記入します。ただし、コンピューター処理の都合等でできない場合は、母体団体の枝番号を赤で囲ってください。
 - (ハ) 一度振り出した枝番号は絶対に変更しないでください。委託解除分は欠番としてください。(ニ) 枝番号は正確に記入してください。
- (10) ②欄(事業場の名称)について
代表者の氏名、事業場の所在地も忘れずに記入してください。所在地は、神戸市は区まで、その他は市・町まで記入してください。
- (11) ③欄(業種)について
業種変更は労働局に承認を得ることとなっています。申告書内訳での変更はできません。業種変更の手続きを行っていない事業場については、必ず前年度年度更新時に提出した申告書内訳に記載した業種で、確定申告してください。
業種変更手続きを行い労働局の承認を得ている事業場については、承認された業種番号を記入してください。

(12) 概算保険料について

(イ) 継続して委託を行う事業場は一般保険料の金額を必ず計上してください。

原則、前年度確定賃金総額と同額を概算賃金総額の見込額としてください。

(ロ) 年度更新の申告を提出するまでに委託解除した事業場については、できる限り委託解除日までの確定保険料額を計算して、その額を計上してください。

(13) ⑳欄(第1種特別加入者)について

この欄は、中小事業主等特別加入者の年度更新時における「給付基礎日額変更申請書」に代わる役割と、特別加入者の名簿的な役割及び第1種特別加入保険料の算出基礎資料となりますので次のことに留意してください。

(イ) 給付基礎日額は、「賃金等の報告」の㉑欄・㉒欄及び前年度の申告書内訳㉓欄を確認のうえ記入してください。

(ロ) 給付基礎日額の確定分が、昨年度の申告した概算分と相違しないようにしてください。

(ハ) 給付基礎日額にない日額を記入しないようにしてください。

(ニ) ㉑欄 労災保険特別加入保険料欄に金額の記載がありながら㉓欄に氏名、日額等の記入もれがないようにしてください。

(ホ) 特別加入者の氏名の前に区分欄1~4の該当する数字を各々記入してください。

(ヘ) 年度途中の加入、変更、脱退申請したものについて、記入誤りがないようにしてください。

(ト) 申告書内訳では給付基礎日額の変更のみ行うことができます。

特別加入者の加入、変更、脱退は年度更新の申告書内訳で行うことはできません。

※例年、特別加入者の加入、変更、脱退の申請もれが多く見受けられますので、誤りのないようにお願いします。

(14) 一般拠出金について

「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、石綿（アスベスト）健康被害者の救済費用に充てるため、労災保険適用事業場の全事業主の皆様に負担していただいています。

(イ) 労災保険の一般賃金総額が対象となります。

(特別加入者分及び雇用保険の賃金総額は対象になりません。)

(ロ) 確定保険料の申告と併せて申告・納付します。概算申告・納付の仕組みはありません。

また、延納（分割納付）はできません。

(ハ) 年度途中で委託解除となった事業場については、委託解除理由に関わらず、委託解除日までの労災保険の一般賃金総額が対象となり、申告・納付については、委託解除時の事務組合が翌年の年度更新時に行ってください。

(ニ) 申告内訳の様式が労働保険料と一般拠出金で別葉とする場合（総コン利用、組機様式等）は申告書等提出の際に、一般拠出金分の申告書内訳も忘れずに提出してください。

労働保険概算・増加概算・確定保険料

申告書

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

31759 石綿健康被害救済法一般拠出金

継続事業
(一括有期事業を含む)

第3片「記入し当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
OCR枠への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

下記のとおり申告します。

種別 3 2 7 0 1
※修正項目番号
※入力確定コード

提出用

令和〇〇年6月1日

あて先 〒 650-0044
神戸市
中央区東川崎町1丁目1-3
神戸クリスタルタワー15階

⑧⑫欄には何も
記入しないでく
ださい。
⑩⑭欄の金額の
前に「¥」記号
を付けないでく
ださい。

兵庫労働局
労働保険特別会計歳入徴収官殿

都道府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号
283	〇	〇	9〇〇	〇〇〇

※各種区分			
管轄(2)	保険関係等	業種	産業分類
01	113	9801	55

②増加年月日(元号:令和は9) 元号 月 日
③事業廃止等年月日(元号:令和は9) 元号 月 日
④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数
⑥事業廃止等理由 ⑦保険関係 ※片保険理由コード

確定 保険料 算定 内訳	⑦ 区分	算定期間 ### 〇〇年 4月 1日 から ### ××年 3月 31日 まで	
		⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)
	労働保険料	(イ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項11)	(イ) 1000分の(イ) 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項12)
	労働保険料	(ロ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項13)	(ロ) 1000分の(ロ) 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項14)
	雇用保険料	(ハ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項18)	(ハ) 1000分の(ハ) 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項19)
	一般拠出金 (注1)	(ニ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項35)	(ニ) 1000分の(ニ) 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項36)

概算・増加概算 保険料算定 内訳	⑪ 区分	算定期間 ### 〇〇年 4月 1日 から ### ××年 3月 31日 まで	
		⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑭ 概算・増加概算保険料額 (⑫×⑬)
	労働保険料	(イ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項20)	(イ) 1000分の(イ) 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項21)
	労働保険料	(ロ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項22)	(ロ) 1000分の(ロ) 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項23)
	雇用保険料	(ハ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項26)	(ハ) 1000分の(ハ) 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項27)

⑰欄
概算保険料
を一括納付
する場合⇒
「1」
分割納付す
る場合
⇒「3」

⑳欄
⑩欄「申告済概算保険料」と⑩(イ)欄「確定保険料額」差し引いた結果、充当額がある場合は⑳(イ)欄「充当額」に記入し、不足額がある場合は⑳(ハ)欄「不足額」に記入してください。

⑳(イ) 充当額	⑳(ハ) 不足額	㉑ 延納の申請 納付回数 3
----------	----------	----------------

⑱ 申告済概算保険料額	1,572,943 円	㉒ 申告済概算保険料額	
㉓ 充当額	244,690 円	㉔ 増加概算保険料額	
㉕ 不足額			
㉖ 還付額			

㉗ 第1期又は第2期又は第3期	㉘ 第1期又は第2期又は第3期	㉙ 第1期又は第2期又は第3期	㉚ 第1期又は第2期又は第3期	㉛ 第1期又は第2期又は第3期	㉜ 第1期又は第2期又は第3期	㉝ 第1期又は第2期又は第3期
523,043 円	244,690 円	278,353 円	1,743 円	280,096 円		

㉞ 加入している労働保険	(イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険	㉟ 特掲事業	(イ) 該当する (ロ) 該当しない
㊱ 所在地	(イ) 所在地 (ロ) 名称	㊲ 事業又は作業の種類	労働保険事務組合
㊳ 郵便番号	650-××××	㊴ 電話番号	(078) 367-××××
㊵ 住所	神戸市中央区〇〇町××-□□	㊶ 名称	△△△商工会
㊷ 氏名	会長 ○× △□	㊸ 事業廃止等理由	(1) 廃止 (2) 委託 (3) 個別 (4) 労働者なし (5) その他

㉗欄
概算保険料額を3分割して、「1円」または「2円」の端数が生じた場合第1期分に加算してください。

⑩欄(ハ)の一般拠出金の額をそのまま転記してください。

申告書下部の領収済通知書(納付書)は必ず切り離して提出してください。

市、町名を記入してください。
(神戸市は区まで)

労働保険の適用状況により該当区分を○で囲んでください。

⑨欄(労災)+⑫欄(雇用)の額を④欄の常時使用労働者数(雇用保険のみ成立の場合は⑤欄の数)により区分し記入してください。

⑦欄と⑩欄は「賃金等の報告」から転記してください。枝番号2は「賃金等の報告」の記入例から転記していますので参考にしてください。

⑦欄労災保険の賃金総額(一)と同額を記入してください。

組様式第6号(甲)

労働保険番号A	府県	所掌	管轄	基幹番号
	2	8	3	00900000

令和〇〇年度
令和××年度

確定
概算 保険料・一

① 労働 保険 番号 の 枝 番 号	② 事業場の名称	③ 業 種	④ 保 険 関 係 区 分	令和〇〇年度確定保険料・令和××年度概算保険料(増額・減額)・一般拠出金													
				⑦ 労 災 保 険					⑩ 雇 用 保 険					⑬ 確定保険料 (規模区分別)		⑭ 一般拠出金	
				⑤ 被 保 険 者 数	⑥ 常 時 使 用 労働者 数	賃金総額 (一)	⑧ 労 災 保 険 率	⑨ 保 険 料 (⑦×⑧)	賃金総額 (二)	⑪ 雇 用 保 険 率	⑫ 一 般 保 険 料 (⑩の(一)×⑪)	合計額(⑨+⑫)	15人以下	16人以上	賃金総額 (※)	一般拠出金額 (⑭× /1000)	
9	△△商工会 ○△△ 中央区	▲▲▲▲	⑧ 両保 ⑧ 労災 ⑧ 雇用	(一) 35,550 (特) 3 (計) 35,550	(一) 106,650 (特) 3 (計) 106,650	(一) 35,000 (特) 14.5 (計) 35,000	14.5	507,500	614,150	614,150	35,550	711					
2	○△製パン(株) ○△×× 中央区	▲▲▲▲	⑫ 両保 ⑪ 労災 ⑪ 雇用	(一) 32,851 (特) 5,840 (計) 38,691	(一) 180,680 (特) 32,120 (計) 212,800	(一) 31,872 (特) 14.5 (計) 31,872	14.5	462,144	674,944	674,944	32,851	657					
3	△△製作所(株) △△×× 明石市	▲▲▲▲	⑧ 両保 ⑦ 労災 ⑦ 雇用	(一) 30,056 (特) 4,380 (計) 34,436	(一) 210,392 (特) 30,660 (計) 241,052	(一) 29,976 (特) 14.5 (計) 29,976	14.5	434,652	675,704	675,704	30,056	601					
4	△×スポーツ △×○○ 明石市	▲▲▲▲	③ 両保 ② 労災 ② 雇用	(一) 6,228 (特) 3 (計) 6,228	(一) 18,684 (特) 3 (計) 18,684	(一) 4,152 (特) 14.5 (計) 4,152	14.5	60,204	78,888	78,888	6,228	124					
5	(株)▲○食品 ▲○×× 兵庫区	▲▲▲▲	⑫ 両保 ⑫ 労災 ⑫ 雇用	(一) 19,000 (特) 5.5 (計) 19,000	(一) 104,500 (特) 5.5 (計) 104,500	(一) 15,000 (特) 14.5 (計) 15,000	14.5	217,500	322,000	322,000	19,000	380					
7	□○化学(株) □○× 垂水区	▲▲▲▲	⑧ 両保 ⑧ 労災 ⑧ 雇用	(一) 1,275 (特) 4.5 (計) 1,275	(一) 5,738 (特) 4.5 (計) 5,738	(一) 1,275 (特) 14.5 (計) 1,275	14.5	18,487	24,225	24,225	1,275	25					
8	×○雑貨店 ×○△◇ 三田市	▲▲▲▲	① 両保 ① 労災 ① 雇用	(一) 2,240 (特) 912 (計) 3,152	(一) 6,720 (特) 2,736 (計) 9,456	(一) 0 (特) 14.5 (計) 0	14.5	0	9,456	9,456	2,240	44					
10	○△ペカリー ○△×□ 中央区	▲▲▲▲	① 両保 ① 労災 ① 雇用	(一) 960 (特) 2,920 (計) 3,880	(一) 2,880 (特) 8,760 (計) 11,640	(一) 960 (特) 14.5 (計) 960	14.5	13,920	25,560	25,560	960	19					
12	スーパー△△ △△×○ 長田区	▲▲▲▲	⑤ 両保 ⑤ 労災 ⑤ 雇用	(一) 3,300 (特) 3 (計) 3,300	(一) 9,900 (特) 3 (計) 9,900	(一) 3,300 (特) 14.5 (計) 3,300	14.5	47,850	57,750	57,750	3,300	66					
13	○▲コーポレーション ○▲○○ 北区	▲▲▲▲	① 両保 ① 労災 ① 雇用	(一) 3,300 (特) 3 (計) 3,300	(一) 9,900 (特) 3 (計) 9,900	(一) 3,300 (特) 14.5 (計) 3,300	14.5	47,850	57,750	57,750	3,300	66					
小 計				55 8 1 計 9	55 3 1 計 4	55 720,420 計 720,420	55 1,762,257 計 1,762,257	55 2,160,677 計 2,160,677	55 322,000 計 322,000	55 131,460 計 131,460	55 2,627 計 2,627						

※④(一般拠出金算定に係る賃金総額)については、⑦(労災保険に係る賃金総額)の(一)と同額を記入して下さい。ただし、平成19年3月31日以前に成立した一括有期事業(郵便番号 650)については、一般拠出金算定対象とはなりません。 電話番号(078)

労働保険事務組合 〇〇〇商工会 所在地 神戸市中央区〇〇町××-□□

概算保険料のみのため人数は空欄にしてください。

※申告書内訳の提出用サイズは「B4」です。

新規委託、委託換え、個別から移行の場合は委託年月日、委託の形態等を記入してください。また、当年度中に増減額修正申告をした場合には、申告した旨及び提出年月日等を記入してください。

一括有期事業報告書(記入要領)

※確定保険年度中に終了した元請工事がない場合は、報告書の提出は必要ありません。
工事の開始時期ごとに分類して記入ください。

「提出用」及び「事業主控」のみ提出してください。

請負代金に係る消費税の取扱に注意ください。

様式第7号(第34条関係) (甲)

労働保険

一括有期事業報告書 (建設の事業)

事業主控

27年4月1日以降開始の工事の請負代金は消費税抜きです。

労働保険番号	府県 所管 管轄				基幹番号					枝番号			事業主控			
	2	8	1	〇	〇	9	〇	〇	〇	〇	5	0	0	0	8	2 枚のうち 1 枚目
事業の名称	事業場の所在地				事業の期間			① 請負金額の内訳				②	③			
					年	月	日から	①請負代金の額	②請負代金に 加算する額	③請負代金か ら控除する額	④請負代金	労務 費率	賃金総額			
△△邸 新築工事	神戸市中央区 東川崎町△△△				7	5	10	円			円	23	円			
××邸 増築工事 他10件	明石市大明石町 〇-〇-〇				7	5	1	円			円	23	円			
					7	10	31	31,500,000			31,500,000		7,245,000			
					8	1	31	33,600,000			33,600,000		7,728,000			
					年	月	日から									
					年	月	日まで									
					年	月	日から									
					年	月	日まで									
事業の種類	35 建築事業(既設建築物設備工事業を除く)				計			65,100,000			65,100,000		14,973,000			

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

〇 年 〇 月 〇 日

郵便番号(657 - ××××)
電話番号(078 - 861 - ××××)

住 所 神戸市灘区大内通〇-〇-〇

事業主

氏名 〇×工務店 〇×▲□

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

〔注意〕

- ① 報告書の記載に当たっては、平成19年3月31日までに事業(工事)を開始したものと、同年4月1日以降に事業(工事)を開始したものとを別業とすること。
- ② 社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

作成年月日・ 提出代行者・ 社会保険 労務士 記載欄	氏名	電話番号
--	----	------

様式第7号(第34条関係) (甲) (別紙)

27年4月1日以降開始の工事の請負代金は消費税抜きです。

事業主控

労働保険番号	府県 所管 管轄				基幹番号					枝番号			事業主控			
	2	8	1	〇	〇	9	〇	〇	〇	〇	5	0	0	0	8	2 枚のうち 2 枚目
事業の名称	事業場の所在地				事業の期間			① 請負金額の内訳				②	③			
					年	月	日から	①請負代金の額	②請負代金に 加算する額	③請負代金か ら控除する額	④請負代金	労務 費率	賃金総額			
〇〇邸 内装工事	加古川市野口町 良野〇-〇				7	9	1	円			円		円			
					7	10	31	(5,250,000)			(5,250,000)		(800,000)			
××邸 内装工事	神戸市中央区〇 〇町×-×-×				7	6	1	円			円	23	円			
					8	2	20	105,000,000			105,000,000		24,150,000			
					年	月	日から									
					年	月	日まで									
					年	月	日から									
					年	月	日まで									
					年	月	日から									
					年	月	日まで									
					年	月	日から									
					年	月	日まで									
事業の種類	38 既設建築物設備工事業				計			(5,250,000)			(5,250,000)		(800,000)			
								105,000,000			105,000,000		24,150,000			

別添様式 ※確定保険年度中に終了した元請工事がない場合は、総括表の提出は必要ありません。

労働保険等

事業主控

○ 年度一括有期事業総括表（建設の事業）

一括有期事業報告書 ○ 枚添付

労働保険番号		府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号					枝 番 号					
		2	8	1	○	○	9	○	○	○	○	5	○	○	○
業種番号	事業の種類	事業開始時期		請負金額	労務費率	賃金総額		保険料率		保 険 料 額					
		円	千円			千円	千円	1000分の	1000分の		円				
31	水力発電施設、ずい道等新設事業	平成27年3月31日以前のもの			18			1000分の	1000分の						
		平成30年3月31日以前のもの			19			89							
		令和6年3月31日以前のもの							79						
		令和6年4月1日以降のもの			19				34						
32	道路新設事業	平成27年3月31日以前のもの			20			16							
		平成30年3月31日以前のもの						11							
		平成30年4月1日以降のもの			19										
33	舗装工事業	平成27年3月31日以前のもの			18			10							
		平成30年3月31日以前のもの						9							
		平成30年4月1日以降のもの			17										
34	鉄道又は軌道新設事業	平成27年3月31日以前のもの			23			17							
		平成30年3月31日以前のもの			25			9.5							
		令和6年3月31日以前のもの			24			9							
		令和6年4月1日以降のもの			19										
35	建築事業	平成27年3月31日以前のもの			21			13							
		平成30年3月31日以前のもの			23			11							
		平成30年4月1日以降のもの		65,100,000			14,973	9.5		142,243					
38	既設建築物設備工事業	平成27年3月31日以前のもの			22			15							
		平成30年3月31日以前のもの			23			12							
		平成30年4月1日以降のもの		(5,250,000) 105,000,000			24,950			299,400					
36	機械装置の組立て又は取付けに関するもの	平成27年3月31日以前のもの			38			7.5							
		平成30年3月31日以前のもの			40			6.5							
		令和6年3月31日以前のもの			38			6							
		令和6年4月1日以降のもの						6							
	組立て又は取付けの事業 その他のもの	平成27年3月31日以前のもの			21			7.5							
		平成30年3月31日以前のもの			22			6.5							
		令和6年3月31日以前のもの			21			6							
		令和6年4月1日以降のもの						6							
37	その他の建設事業	平成27年3月31日以前のもの			23			19							
		平成30年3月31日以前のもの			24			17							
		令和6年3月31日以前のもの						15							
		令和6年4月1日以降のもの			23										
平成19年3月31日以前のもの					①										
合 計							39,923		441,643						
							②	③							
							39,923	1000分の0.02	798						

注
1 一括有期事業報告書（様式第7号（甲））に記入した事業（工事）を、事業の種類ごとに合算し、本表により確定保険料を計算すること。
2 前年度にメリット制が適用された事業については、メリット料率を記入のうえ確定保険料を計算すること。
3 一般拠出金とは、石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき労働保険適用事業主から徴収する拠出金を指す。
4 一般拠出金は事業（工事）開始時期が平成19年4月1日以降のすべての事業（工事）を徴収対象とする。

別添一括有期事業報告書の明細を上記のとおり総括して報告します。

郵便番号(●●●● - ××××)
電話番号(○○○ - ××× - △△△)

○ 年 ○ 月 ○ 日

住 所 神戸市灘区大内通○-○-○

兵庫 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

事業主

氏 名 ○×工務店 ○× △□
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

名 電 話 番 号

- 一般拠出金は平成19年4月1日以降開始の工事のみ対象となります。
- 1円未満の端数は切り捨ててください。

社会保険労務士 職 欄

④常時使用労働者数について

労働者数は必ず記入してください。
元請工事がなく、一般賃金額が0円となる場合は労働者数を()書きにしてください。
一般賃金額が計上されている場合、労働者数は必ず1名以上となります。

⑦欄は「一括有期事業総括表」から転記してください。

③業種は、保険関係について登録されている主たる事業の種類を記入してください。
特別加入者の保険料は、この料率で計算してください。

⑦欄労災保険の賃金総額(一)と同額を記してください。

組様式第6号(甲)

労働保険番号A	府県	所管	管轄	基幹番号
28100900005				

令和〇〇年度
令和××年度

確定
概算

保険料・一

① 労働保険 番号の 枝番号	② 事業場の名称	③ 業種	④ 常時 使用 労働者 数	⑤ 被保 険者 区分	令和〇〇年度確定保険料・令和 年度概算保険料(増額・減額)・一般拠出金													
					⑦ 労災保険					⑩ 雇用保険					⑬ 確定保険料 (規模区分別)		⑭ 一般拠出金	
					⑦ 賃金総額	⑧ 労災 保険 率	⑨ 保険料 (⑦×⑧)	⑩ 賃金総額	⑪ 雇用 保険 率	⑫ 一般保険料 (⑩の(一)×⑪)	合計額(⑨+⑫)		⑭ 賃金総額 (※)	⑮ 一般拠出金額 (⑭× /1000)				
1	□△建設工業(株) □△ △× 中央区	37××	()	()	(-) 0	(-) 15	(-) 0	(-) 65,700	(-) ()	(-) ()	(-) ()	65,700	0	0				
3	▲○電工 ▲○ □ 西宮市	35××	()	()	(-) 0	(-) 9.5	(-) 3,650	(-) 34,675	(-) ()	(-) ()	(-) ()	34,675	0	0				
4	○◇土木(株) ○◇ ○× 灘区	37××	()	()	(-) 0	(-) ()	(-) ()	(-) ()	(-) ()	(-) ()	(-) ()	令和〇〇年4月1日メリットより移行						
6	○△工務店(株) ○△ △□ 兵庫区	38××	()	()	(-) 940	(-) 12	(-) 1,095	(-) 11,260	(-) 13,140	(-) ()	(-) ()	24,420	940	18				
8	×△建築(株) ×△ ◇ 中央区	35××	()	()	(-) 39,923	(-) 9.5	(-) 4,380	(-) 441,643	(-) 41,610	(-) ()	(-) ()	483,253	39,923	798				
9	○○設備(株) ○○ ×× 北区	36××	()	()	(-) ()	(-) ()	(-) ()	(-) ()	(-) ()	(-) ()	(-) ()	令和〇〇年4月1日個別より移行						
10	△△土建 △△ × 西区	32××	()	()	(-) 5,430	(-) 11	(-) 3,893	(-) 59,730	(-) 42,823	(-) ()	(-) ()	102,553	5,430	108				
15	○□組 ○□ ○× 北区	38××	()	()	(-) 100	(-) 12	(-) 1,277	(-) 1,200	(-) 15,324	(-) ()	(-) ()	16,524	100	2				
小計					(-) 0	(-) 6	(-) 0	(-) 727,125	(-) ()	(-) ()	(-) ()	727,125 円	0 円	46,393	926			

※⑭(一般拠出金算定に係る賃金総額)については、⑦(労災保険に係る賃金総額)の(一)と同額を記入して下さい。ただし、平成19年3月31日以前に成立した一括有期事(郵便番号 650)については、一般拠出金算定対象とはなりません。

労働保険事務組合
事務組合の名称 ○○○商工会

所在地 神戸市中央区○○町××-□□
代表者の氏名 ×○ △□
電話番号(078) -

新規委託、委託換え、個別から移行の場合は委託年月日、委託の形態等を記入してください。また、当年度中に増減額修正申告をした場合には、申告した旨及び提出年月日等を記入してください。

〇〇年度の概算保険料を記入してください。
ただし、増減額修正報告した分については修正後の数字を記入してください。

保険料の口座振替納付を行っている事務組合は赤字で表示してください。

口座

般拠出金申告書内訳

1枚のうち 1枚目

令和××年度概算保険料				第一種特別加入者					
⑮ 申告済概算保険料 (一般保険料第1種特別加入保険料)	⑰ 労災保険	⑱ 雇用保険	⑲ 合計 (⑰+⑱)	氏名	令和〇〇年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和××年度からの給付基礎日額	適用月数
	保険料 (第一種特別加入を含む)	一般保険料							
102,042	15		129,210	②□△ △× ①□△ ○◇	12,000	12	② 1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	12,000 10,000	
99,084	15		300,628	④▲○ □	10,000		1. 1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		
96,880	9.5		483,253	④○△ △□	6,000	6	1. 1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		
312,492	6.5		483,253	③×△ ◇ ③×△ ○	6,000 6,000	12 12	1. 1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	10,000 8,000	
108,823	11		153,829	②△△ ×	16,000	8	③ 1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	16,000	
20,655				④○□ ○×	6,000	7	③ 1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		
739,976	1,084,925	0	1,084,925	労働保険番号B 府県 所掌 管轄 基幹番号 (労働保険番号Aと同一のもの) 2 8 1 〇 〇 9 〇 〇 〇 〇 5					

... 下請専属で特別加入のみの場合
(概算保険料には必ず一般保険料を算出すること)

... 元請工事がなく、かつ、労働者を使用していない場合
(特別加入のみ継続できないため委託解除とすること)

... 概算年度より非メット扱いとなり基幹番号へ移行する場合

... 特別加入者の死亡により月割計算する場合

... 特別加入者の給付基礎日額を変更した場合

... 個別加入より事務組合に委託した場合

... 年度途中に新規委託し修正申告を行った場合

... 年度途中に委託解除し修正申告を行った場合

⑳欄について

甲B... 5人未満
乙B... 5~15人以下

- XXXX)
367) XXXX 番

労働局用

事務担当者
氏名 山 弘

事業廃止、委託換え、個別へ移行等の場合は委託解除の年月日、理由等を記入してください。また、減額修正申告をした場合には、申告した旨及び提出年月日等も記入してください。

一括有期事業にかかる労働者数の算出方法

原則

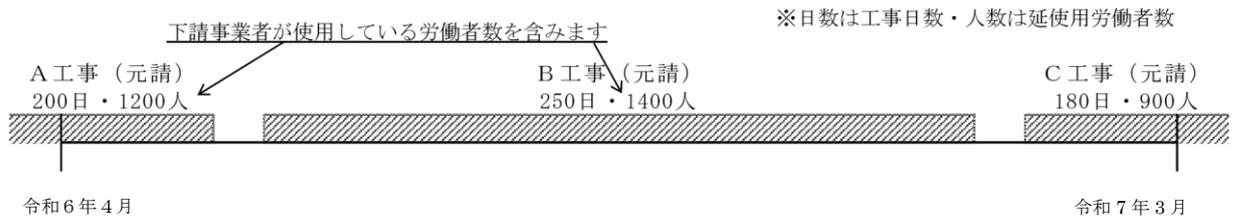
一括有期事業（元請工事）にかかる確定年度中の一日平均使用労働者数が申告書内訳の労働者数となります。

$$\text{算出方法} = \text{常時使用労働者数(延数)} \div \text{所定労働者日数} = \text{申告書内訳に記入する労働者数(端数切捨)}$$

例外

確定年度中に終了した工事がすべて下請工事であった場合、常態として労働者を使用していたことが認められる限り、下請工事に使用していた労働者が一括有期事業に使用した労働者とみなされます。（算出方法は同上）

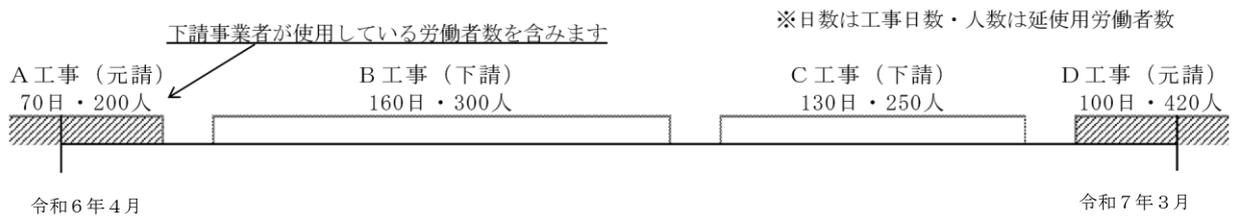
【算出例1】・・・元請工事のみ請け負っている場合



前年度中に終了した元請工事(A・B)に使用した労働者数は2,600人、工事日数は450日のため

$$\frac{2600(\text{人})}{450(\text{日})} = 5 \text{人 (端数切捨)} \quad \dots \text{よって、申告書内訳に記入する労働者数は5人となります。}$$

【算出例2】・・・元請工事・下請工事ともに請け負っている場合

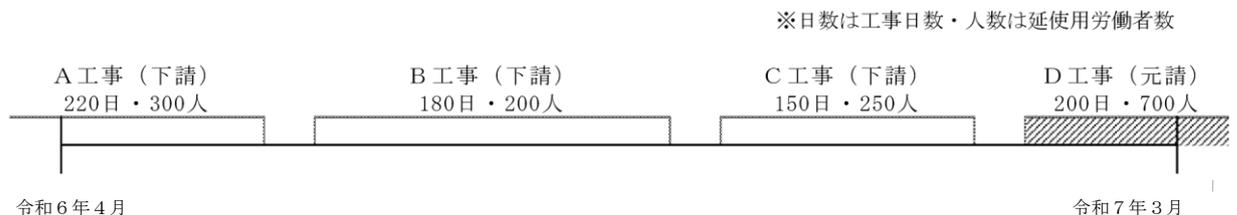


前年度中に終了した元請工事(A)に使用した労働者数は200人、工事日数は70日のため

$$\frac{200(\text{人})}{70(\text{日})} = 2 \text{人 (端数切捨)} \quad \dots \text{よって、申告書内訳に記入する労働者数は2人となります。}$$

注) 労働者数の算出にあたって下請工事にかかる工事日数・労働者数は使用しません。
労働者数を算出するのは一括有期事業のみ、つまり元請工事のみです。

【算出例3】・・・下請工事のみ請け負っている場合



前年度中に終了した元請工事はないため、労働者数は0人となります。

ただし、常態として労働者を使用していた場合に限り、下請工事に使用していた労働者数から算出します。

↓

$$\frac{750(\text{人})}{550(\text{日})} = 1 \text{人 (端数切捨)} \quad \dots \text{よって、申告書内訳に記入する労働者数は1人となります。}$$

メリット制度の適用を受ける事業場の年度更新について

1 メリット制度の目的

労災の保険率は、事業主間の負担の公平性を期するため事業の種類ごとに災害率等に依りて定められていますが、事業の種類が同一であっても、作業工程、機械設備あるいは作業環境、災害防止努力等によって災害率にかなり高低があります。

そこで事業主の負担の公平性を図るとともに事業主の災害防止努力を促進するため、一定規模以上の事業については、業務災害等の保険給付と労働保険料額との割合に応じて、その事業に適用されている労災保険率を一定の範囲内で増減しています。これを「メリット制度」といいます。

2 メリット制度の適用条件について

(イ) 事業の継続性

連続する3保険年度中の最後の保険年度に属する3月31日（以下「基準となる3月31日」という）現在において、労災保険にかかる保険関係成立後、3年以上経過していること。

(ロ) 事業の規模

基準となる3月31日の属する保険年度から過去に遡って連続する3保険年度中の各保険年度において、次のいずれかの要件を満たしていること。

【継続事業】

- ・100人以上の労働者を使用する事業
- ・20人以上100人未満の労働者を使用する事業であって災害度係数（*1）が0.4以上の事業 {（*1）災害度係数＝労働者数×（基準となる労災保険率－非業務災害率1000分の0.6）}

【一括有期事業】

- ・確定保険料の額が40万円以上の事業

3 メリット制度の適用を受ける事業場に関する通知

「労災保険率決定通知書」（P32）が申告書に同封されます。これは概算保険料についてメリット制度が適用されることの通知となりますので、概算保険料に関してはこの通知書に記載された料率で保険料の算定を行ってください。確定保険料に関しては前年度の「労災保険率決定通知書」にて通知された料率（新規メリット事業場は基準料率）で算定を行ってください。なお、一括有期事業に関してはメリット増減率による算定（「労災保険率決定通知書」の下表参照）となります。

4 申告書内訳・申告書の提出

メリット制度の適用を受ける事業場は申告書及び申告書内訳を事業場毎に記入のうえ提出してください。メリット制度の適用を受ける事業場が複数ある場合、申告書内訳は1枚にまとめることが可能ですが、申告書は事業場ごとに提出してください。メリット制度の適用条件の該当・非該当による申告の方法は下図のとおりです。

種 類	区 分	申告方法
継続メリット（前年度から引き続きメリット）	確 定	メリット分で申告
	概 算	メリット分で申告
新規メリット（当年度から初めてメリット）	確 定	メリット分で申告
	概 算	基幹番号にまとめて申告

殿

労働保険特別会計歳入徴収官

兵庫労働局長

印

労災保険率決定通知書

貴事業場における令和7年度の労災保険率は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第3項及び同法第12条の2の規定に基づき、下記のとおり決定されたので通知します。

記

1. 建設の事業及び立木の伐採の事業以外の事業(継続事業)

① 労働保険番号					② 業種番号	③ メリット収支率	④ メリット増減率	⑤ 業務災害に係る率	⑥ 非業務災害率	⑦ 改定労災保険率(メリット料率)(⑤+⑥)
府県	所掌	管轄(1)	基幹番号	枝番号						
28	3	01	912340	567	9301	86 %	5 %	1000分の5.67	1000分の0.60	1000分の6.27

2. 建設の事業及び立木の伐採の事業(一括有期事業)

① 労働保険番号					② 業種番号	③ メリット収支率	④ メリット増減率	⑤ 業務災害に係る率	⑥ 非業務災害率	⑦ 改定労災保険率(メリット料率)
府県	所掌	管轄(1)	基幹番号	枝番号						
						%	%	(⑦-⑥)	1000分の0.6	下表「※」のとおり

事業の種類		増減率																	
		-40	-35	-30	-25	-20	-15	-10	-5	±0	+5	+10	+15	+20	+25	+30	+35	+40	
改定 労災 保険 率 (×) 〇〇 分の	31	水 力 発 電 施 設 づ い 道 等 新 設 事 業	20.640	22.310	23.980	25.650	27.320	28.990	30.660	32.330	34	35.670	37.340	39.010	40.680	42.350	44.020	45.690	47.360
	32	道 路 新 設 事 業	6.840	7.360	7.880	8.400	8.920	9.440	9.960	10.480	11	11.520	12.040	12.560	13.080	13.600	14.120	14.640	15.160
	33	舗 装 工 事 業	5.640	6.060	6.480	6.900	7.320	7.740	8.160	8.580	9	9.420	9.840	10.260	10.680	11.100	11.520	11.940	12.360
	34	鉄 道 又 は 軌 道 新 設 事 業	5.640	6.060	6.480	6.900	7.320	7.740	8.160	8.580	9	9.420	9.840	10.260	10.680	11.100	11.520	11.940	12.360
	35	建 築 事 業	5.940	6.385	6.830	7.275	7.720	8.165	8.610	9.055	9.5	9.945	10.390	10.835	11.280	11.725	12.170	12.615	13.060
	38	既 設 建 築 物 設 備 工 事 業	7.440	8.010	8.580	9.150	9.720	10.290	10.860	11.430	12	12.570	13.140	13.710	14.280	14.850	15.420	15.990	16.560
	36	機 械 装 置 の 組 立 て 又 は 据 付 け の 事 業	3.840	4.110	4.380	4.650	4.920	5.190	5.460	5.730	6	6.270	6.540	6.810	7.080	7.350	7.620	7.890	8.160
37	そ の 他 の 建 設 事 業	9.240	9.960	10.680	11.400	12.120	12.840	13.560	14.280	15	15.720	16.440	17.160	17.880	18.600	19.320	20.040	20.760	
02 又は 03	木 材 伐 出 業		39.210	42.180	45.150	48.120	51.090	54.060	57.030	52	62.970	65.940	68.910	71.880	74.850	77.820	80.790		

- (注)1. 貴事業場の特例メリット制の適用は、「特例メリット制適用」欄の、「=」で消去されていない方が該当します。
 2. 「適用」欄に「*」印で表示された改定労災保険率が、貴事業場に係る労災保険率です。
 3. 本表の改定労災保険率は、非業務災害率(1000分の0.6)を含みます。
 4. 立木の伐採の事業は事業の種類「02又は03林業」に該当します。
 5. 徴収法施行規則第20条に規定する「労災保険率から非業務災害率を減じた率の増減表」及び同規則第20条の6に規定する「
 険率から非業務災害率を減じた率の特例増減表」は、裏面のとおりです。

・建設業・林業等の一括有期事業では工事等開始年度の労災保険率、工事終了年度のメリット増減率を使用します。
 また、本通知は令和8年度の労災保険料(概算・確定)の算定に使用しますので、令和9年度の年度更新まで大切に保管しておいてください。
 ・令和8年度の年度更新(令和7年度の確定保険料の申告)では昨年送付した令和7年度通知書記載のメリット増減率(メリット制の適用がある場合のみ通知)により算定してください。

増額及び減額修正申告について

修正申告には概算修正と訂正確定があります。

	概算修正申告 (P34～41)	訂正確定申告 (参考資料P42～45)
提出が必要な場合	年度更新後、年度途中に 新規委託又は委託解除 があった場合のみ	前年度・前々年度の確定保険料又は一般拠出金の額に訂正があった場合
提出時期	第1回：9月下旬予定 (9/16～9/30) 第2回：12月上旬予定 (12/1～12/16) 期限内に到着するように提出してください。 (提出期限前・後の受理はできません。) (詳細は毎年配布する日程表を確認ください)	その都度 (確認後速やかに)
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料・一般拠出金申告書 ・保険料・一般拠出金申告書内訳 ・申告総括表 (末尾2～末尾7は省略可) ※所掌ごとに提出書類を作成のうえ提出してください。 ※申告書内訳には事務組合の代表者名の記入を必ずお願いします。 ※申告書内訳、申告総括表は、兵庫労働局ホームページからダウンロードが可能です。	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料・一般拠出金申告書 ・保険料・一般拠出金申告書内訳 ・申告総括表 ・賃金等の報告〈訂正前・訂正後〉(写し) ・賃金台帳等、事実を確認出来る資料 ・(減額の場合) 還付請求書 ※二年度分を提出の場合は、年度毎に作成して提出してください。
提出先	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15階 兵庫労働局総務部労働保険徴収課 事務組合係 (各監督署、安定所では受理できません。)	
申告後の納付処理	【労働保険料】 第2期・第3期の納付予定額 (滞納がある場合は滞納額) の調整を行い、変更後の額で納付書を送付します。 【一般拠出金】 申告・納付はできません。 翌年度の年度更新において申告・納付を行ってください。	労働局から事務組合に送付される書類についてはP.46を参照してください。 【労働保険料】 ①増額訂正の場合 内容確認後、事務組合あて増額分の納入告知書を送付します。 ※その納付すべき額 (その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。) に100分の10を乗じて得た額の追徴金を徴収します。 ※納付期限までに納付してください。 ②減額訂正の場合 内容確認後、事務組合指定の口座へ還付処理を行います。 ※滞納のある事業場には還付出来ない場合があります。 【一般拠出金】 労働保険料と同様

概算修正申告について

1. 第2回概算修正申告以降に新規委託又は委託解除があった場合は、申告済概算保険料の修正は出来ません。翌年度の年度更新にて確定申告することにより委託事業場との精算が可能となります。委託解除の事業場については賃金等の確認を速やかに行い、翌年度の年度更新に備えてください。
2. 年度途中で委託解除を行なった事業場について概算修正申告を行う場合、概算申告の取扱いがない一般拠出金については、申告・納付はできません。翌年度の年度更新において、保険料の確定申告とともに一般拠出金の確定申告及び納付を行なってください。

概算修正申告について(記入例)

労働保険概算・増加概算・確定保険料

申告書

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3片「記入し当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
OCR枠への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業
(一括有期事業を含む)

概算修正申告

下記のとおりに申告します。

概算修正の表示

提出用

種別 3 2 7 0 0 ※修正項目番号 ※入力徴定コード

※各種区分			
管轄(2)	保険関係等	業種	産業分類

令和〇〇年〇〇月〇〇日

あて先 〒 650-0044
神戸市
中央区東川崎町1丁目1-3
神戸クリスタルタワー15階

兵庫労働局
労働保険特別会計歳入徴収官殿

(注1) 石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労働保険適用事業主から徴収する一般拠出金

①労働保険番号	都道府県	所管管轄	基幹番号	枝番号
2830090000				000

②増加年月日(元号:令和は9) 元号-年-月-日 ③事業廃止等年月日(元号:令和は9) 元号-年-月-日 ※事業廃止等理由

④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数 ※保険関係 ※片保険理由コード

確定 保険料 算定 内訳	⑦ 区分	算定期間 令和〇〇年4月1日から 令和××年3月31日まで		
		⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・一般拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)
労働保険料	(イ)	千円	1000分の(イ)	円
労災保険分	(ロ)	千円	1000分の(ロ)	円
雇用保険分	(ホ)	千円	1000分の(ホ)	円
一般拠出金	(ハ)	千円	1000分の(ハ)	円

概算・ 増加 概算 保険料 算定 内訳	⑪ 区分	算定期間 令和〇〇年4月1日から 令和××年3月31日まで		
		⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額 (⑫×⑬)
労働保険料	(イ)	千円	1000分の(イ)	円
労災保険分	(ロ)	千円	1000分の(ロ)	円
雇用保険分	(ホ)	千円	1000分の(ホ)	円

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入)

※検査有無区分 ※算調対象区分 ※データ指示コード ※再入力区分

⑰ 延納の申請 納付回数

申告済概算保険料額 (年更時又は1回目修正後の額)

⑱ 申告済概算保険料額	円	⑲ 申告済概算保険料額	1,946,968 円
⑳ 差引額	(イ) ⑱-⑲の(イ) 円	(ロ) ⑱-⑲の(ロ) 円	⑳ 増加概算保険料額 (⑱の(イ)-⑲) 円
	(イ) ⑱-⑲の(イ) 円	(ロ) ⑱-⑲の(ロ) 円	増減額

⑳ 期別納付額	第1期又は		第2期		第3期	
	(イ) 概算保険料額 (⑱の(イ)+⑲以降の円未満端数)	(ロ) 労働保険料充当額 (⑳の(イ)-⑲の(イ)の(イ)労働保険料のみ)	(イ) 概算保険料額 (⑱の(イ)+⑲)	(ロ) 労働保険料充当額 (⑳の(イ)-⑲の(ロ))	(イ) 第2期納付額 (㉑)-(イ)	(ロ) 第3期納付額 (㉑)-(ロ)
第1期	△2,177 円		648,989 円	26,563 円	675,552 円	
第2期			648,989 円	△48,267 円	600,722 円	

㉑ 加入している労働保険	(イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険	㉒ 特掲事業	(イ) 該当する (ロ) 該当しない
㉓ 事業主	(イ) 所在地 (ロ) 名称	(イ) 住所 (法人のときは主たる事業所の所在地) (ロ) 名称 (ハ) 氏名 (法人のときは代表者の氏名)	㉔ 事業廃止等理由 (1) 廃止 (2) 委託 (3) 個別 (4) 労働者なし (5) その他

修正前の期別納付 修正後の期別納付額

概算修正申告について

年度中途における労働保険料等の変更に伴う

労働局用

労働保険事務組合申告総括表

名 称 労働保険事務組合 △△△商工会

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号
	28	000	09	00000

所在地 神戸市中央区〇〇町××一〇〇

修正後の組合全体の概算保険料額

申告済の組合全体の概算額
(年更時又は1回目修正後の額)

代表者の氏名 ○× △□

35

区分	(〇〇)年度 <u>概算確定</u> 保険料		一般保険料、第1種特別加入保険料等				増減額	減額すべき額 又は 追加納付額
	正当保険料等		申告済保険料等		調整保険料等			
	区分別	合計額	区分別	合計額	区分別	合計額		
労災保険	A 726,112	① (A+B)	C 748,433	② (C+D)	E △ 22,321	⑤ (E+F)	①-②	
雇用保険	B 1,196,975	1,923,087	D 1,198,535	1,946,968	F △ 1,560	△ 23,881	△ 23,881	
一般拠出金		③		④			③-④	

(注) E、F、⑤及び①-②、③-④欄が減額の場合は、数字の頭に△印を付記すること。

① 労働 保険 番号 の 枝 番 号	② 事業場の名称	③ 業 種	④ 保 險 関 係 区 分	令和 年度確定保険料・令和 年度概算保険料(増額・減額)・一般拠出金				⑬ 確定保険料 (規模区分別) 合計額(⑨+⑫)			
				⑦ 賃金総額		⑧ 保険料(⑦×⑧)		⑩ 賃金総額		⑫ 一般保険料(⑩の(ハ)×⑪)	
				千円	1000分の	千円	1000分の	千円	1000分の	15人以下	16人以上
25	(株)××警備 西宮市	9 6 0 2	両保 労災 雇用	(-) 4,000 (特) (計)	(-) 3,000 (特) (計)	(イ) 3,000 (ハ)		ROO.9.18 委託解除(事業廃止)			
26	(有)▲▲倉庫 兵庫区	9 6 0 1	両保 労災 雇用	(-) 6,000 (特) (計)	(-) 4,000 (特) (計)	(イ) 4,000 (ハ)		ROO.8.31 委託解除(個別移行)			
27	アトリエ■ 北区	9 4 1 8	両保 労災 雇用	(-) 2,943 (特) (計)	(-) 427 (特) (計)	(イ) 427 (ハ)		ROO.8.20 委託解除(事業廃止)			
28	△△化学(株) 伊丹市	4 7 0 1	両保 労災 雇用	(-) 2,000 (特) (計)	(-) 0 (特) (計)	(イ) 0 (ハ)		ROO.7.15 委託解除(委託替)			
29	□□kitchen 北区	9 8 0 2	両保 労災 雇用	(-) 1,429 (特) (計)	(-) 800 (特) (計)	(イ) 800 (ハ)		ROO.8.20 委託解除(事業廃止)			
76	●●商店 尼崎市	9 8 0 1	両保 労災 雇用	(-) 4,144 (特) (計)	(-) 805 (特) (計)	(イ) 805 (ハ)		ROO.8.1 新規委託(新規成立)			
77	(株)雑貨の〇〇 中央区	9 8 0 1	両保 労災 雇用	(-) 3,193 (特) (計)	(-) 0 (特) (計)	(イ) 0 (ハ)		ROO.8.21 新規委託(個別より移行)			
78	☆☆化粧品(株) 三田市	4 7 0 9	両保 労災 雇用	(-) 3,000 (特) (計)	(-) 2,129 (特) (計)	(イ) 2,334 (ハ)		ROO.9.1 新規委託(委託替)			
修正対象枝の計				(-) 14,293 (特) (計)	(-) 8,000 (特) (計)	(イ) 8,000 (ハ)		事由及びその発生日等			
小 計				(-) 14,293 (特) (計)	(-) 8,000 (特) (計)	(イ) 8,000 (ハ)					
合計				(-) 14,293 (特) (計)	(-) 8,000 (特) (計)	(イ) 8,000 (ハ)					
組合全体の計				(-) 14,293 (特) (計)	(-) 8,000 (特) (計)	(イ) 8,000 (ハ)					

※⑩(一般拠出金算定に係る賃金総額)については、⑦(労災保険に係る賃金総額)の(-)と同額を記入して下さい。ただし、平成19年3月31日以前に成立した一括有期事業については、一般拠出金算定対象とはなりません。

保険料・一般拠出金申告書内訳

枚のうち 枚目

一般拠出金		令和〇〇年度概算保険料			
⑭ 賃金総額 (※)	⑮ 一般拠出金額 (⑭× /1000)	⑯ 申告済概算保険料		⑰ 合計 (⑰ + ⑱)	
		⑰ 〔一般保険料 第1種特別 加入保険料〕	⑱ 〔保険料 第1種特別 加入を含む〕	⑲ 〔一般保険料〕	⑳ 〔合計〕
		(労) 20,000	1000分の 6.5	1000分の 13.5	
		(雇) 40,000			
		(計) 60,000	26,000	40,500	66,500
		50,000	6.5	13.5	
		70,000			
		120,000	39,000	54,000	93,000
		20,000	3	13.5	
		10,000			
		30,000	11,565	5,764	17,329
		30,000	4.5		
		15,000			
		45,000	9,000		9,000
		40,000	3	13.5	
		20,000			
		60,000	7,023	10,800	17,823
			3	13.5	
			12,432	10,867	23,299
			3		
			9,579		9,579
			4.5	13.5	
			23,080	31,509	54,589
		160,000			
		155,000			
		315,000	137,679	153,440	291,119
①	①	①	⑱	⑲	㉓
		(労) 748,433			
		(雇) 1,198,535			
		(計) 1,946,968	726,112	1,196,975	1,923,087

申告済の概算額
(年更時又は1回目修正後の額)

修正後の概算額

年度途中の脱退・加入の
場合は月数を記入

第一種特別加入者					
氏名	令和〇〇年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和××年度からの給付基礎日額	適用月数
			1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		
▲▲ ▲▲	6000	5	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		
×× ××	6000	5	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		
□□ □□	10000	7	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		
			1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		
労働保険番号B		府県	所掌	管轄	基幹番号
〔労働保険番号Aと同一のもの〕		28	〇〇	〇〇	9〇〇〇〇〇

(郵便番号 650 - △△△△)
電話番号(078) - (367) - ××××番

労働局用

〔事務担当者〕
氏名 □×〇〇

<計算例> (概算修正申告後の各期納付額)

【例1】第1回概算修正申告 (9月下旬予定)

枝76・77・78は新規委託による増額。枝25・26・27・28・29は委託解除による増額・減額。枝29は滞納があり、減額修正申告により滞納額が相殺される例

新規委託

枝番号単位の増減額

概算保険料額		計	1期	2期	3期
枝76	修正前	0	0	0	0
	修正後	23,299	0	11,650	11,649
枝77	修正前	0	0	0	0
	修正後	9,579	0	4,790	4,789
枝78	修正前	0	0	0	0
	修正後	54,589	0	27,295	27,294

基幹番号全体の増減額

	計	1期	2期	3期
増加額	87,467	0	43,734	43,733

※各枝番号単位では、増加概算額を2分割し、余りが出た場合は2期に上乗せしますが、基幹番号全体では、新規委託分の保険料を全て足し合わせた上で2分割し、余りが出た場合は2期に上乗せします。

よって、各事業場から徴収する額と、納付する額に誤差が出る場合があります。

委託解除

(1) 修正前 < 修正後の場合

概算保険料額		計	1期	2期	3期
枝25	修正前	60,000	20,000	20,000	20,000
	修正後	66,500	20,000	46,500	0
	増減額	+6,500	±0	+26,500	▲20,000

増加分を2期に上乗せし、3期分も2期に上乗せします。3期は0になります。

(2) 修正前 > 修正後の場合

①修正後の金額が修正前の1期・2期の合計額より多い場合

概算保険料額		計	1期	2期	3期
枝26	修正前	120,000	40,000	40,000	40,000
	修正後	93,000	40,000	40,000	13,000
	増減額	▲27,000	±0	±0	▲27,000

3期を減額します。

② 修正後の金額が修正前の1期・2期の合計額より少ない場合

概算保険料額		計	1期	2期	3期
枝 27	修正前	30,000	10,000	10,000	10,000
	修正後	17,329	10,000	7,329	0
	増減額	▲12,671	±0	▲2,671	▲10,000

3期が0になり、残りを2期から減額します。

③ 修正後の金額が修正前の1期分より少ない場合（滞納なし）

概算保険料額		計	1期	2期	3期
枝 28	修正前	45,000	15,000	15,000	15,000
	修正後	9,000	15,000	-6,000	0
	増減額	▲36,000	±0	▲21,000	▲15,000

2期納付の際に事務組合から事業場に還付が行えるように、基幹番号全体の2期の納付額から減額します

④ 修正後の金額が修正前の1期分より少ない場合（滞納あり）

概算保険料額		計	1期	2期	3期
枝 29	修正前	60,000	20,000	20,000	20,000
		納付 0	納付 0		
	修正後	17,823	17,823	0	0
	増減額	▲42,177	▲2,177	▲20,000	▲20,000

1期の滞納額を減額し、滞納残額を17,823にします。

枝 25～29、枝 76～78 を合算した基幹全体の増減額

	計	1期	2期	3期
増減額	▲23,881	▲2,177	+26,563	▲48,267

【例2】第2回概算修正申告（12月上旬予定）の場合

（36・37頁のの申告書内訳とは値を変えております）

枝79は新規委託による増額。枝30・31・32・33は委託解除による増額・減額。枝33に滞納があり、減額修正申告により滞納額が相殺される例

新規委託

概算保険料額		計	1期	2期	3期
枝79	修正前	0	0	0	0
	修正後	10,000	0	0	10,000
	増加額	10,000	0	0	10,000

概算保険料を3期に納付します。

委託解除

(1) 修正前 < 修正後の場合

概算保険料額		計	1期	2期	3期
枝30	修正前	30,000	10,000	10,000	10,000
	修正後	35,000	10,000	10,000	15,000
	増減額	5,000	±0	±0	+5,000

増加分を3期に上乗せします。

(2) 修正前 > 修正後の場合

① 修正後の金額が修正前の1期・2期の合計額より多い場合

概算保険料額		計	1期	2期	3期
枝31	修正前	30,000	10,000	10,000	10,000
	修正後	25,000	10,000	10,000	5,000
	増減額	▲5,000	±0	±0	▲5,000

3期から減額します。

② 修正後の金額が修正前の1期・2期の合計額より少ない場合（滞納なし）

概算保険料		計	1期	2期	3期
枝32	修正前	30,000	10,000	10,000	10,000
	修正後	15,000	10,000	10,000	-5,000
	増減額	▲15,000	±0	±0	▲15,000

3期納付の際に事務組合から事業場に還付が行えるように、基幹番号全体の3期の納付額から減額します。

③ 修正後の金額が修正前の1期・2期の合計額より少ない場合（滞納あり）

概算保険料		計	1期	2期	3期
枝 33	修正前	30,000	10,000	10,000	10,000
		納付 0	納付 0	納付 0	
	修正後	6,000	6,000	0	0
	増減額	▲24,000	▲4,000	▲10,000	▲10,000

2期の滞納額→1期の滞納額の順に減額します。上表の場合は、2期の滞納額から10,000全額を減額し、滞納残額が0になり、1期の滞納額から4,000減額し、滞納残額が6,000になります。

枝 30～33、枝 79 を合算した基幹全体の増減額

	計	1期	2期	3期
増減額	▲29,000	▲4,000	▲10,000	▲15,000

※概算修正の注意点

個別で概算保険料を申告後に年度途中で事務組合委託になった場合、特別加入がない場合は、年度末まで個別で申告を行います。その為、特別加入がない場合は概算修正の対象にはなりません。特別加入がある場合は、個別事業を確定精算し、概算修正申告をしてください。

個別 | ————— | ————— | 特別加入なし⇒一般保険料は年度末まで個別で申告
4月 | | 3月末 | 翌年度概算から全て事務組合で申告
委託 | | —

9月から委託 | 特別加入あり⇒8月末で個別事業を確定精算し、9月
から事務組合で一括処理

○年度更新の申告を提出するまでに委託解除した事業場で、委託解除日までの確定保険料額を当年度概算保険料額として算定した場合は、概算保険料額に増減が発生しないため、概算修正申告する必要はありません。

○概算修正申告は年2回としていますので、第2回概算修正申告以降に新規委託又は委託解除した場合は年度更新時に確定精算してください。

訂正確定申告について(記入例)

労働保険概算・増加概算・確定保険料

申告書

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業
(一括有期事業を含む)

第3片「記入し当たつての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
OCR枠への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

訂正確定申告

下記のとおりに申告します。

訂正確定の表示

提出用

種別 3 2 7 0 0

※各種区分			
管轄(2)	保険関係等	業種	産業分類

令和〇〇年〇〇月〇〇日

あて先 〒 650-0044
神戸市
中央区東川崎町1丁目1-3
神戸クリスタルタワー15階

兵庫労働局
労働保険特別会計歳入徴収官殿

①労働保険番号	都道府県	所管管轄	基幹番号	枝番号
2830090000	2	8	3	0090000

②増加年月日(元号:令和は9) 元号 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	③事業廃止等年月日(元号:令和は9) 元号 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	※事業廃止等理由 甲 〇 乙 〇 丙 〇 丁 〇 戊 〇
④常時使用労働者数 十 万 十 千 百 十 十 人	⑤雇用保険被保険者数 十 万 十 千 百 十 十 人	※保険関係 ※片保険理由コード 甲 〇 乙 〇 丙 〇 丁 〇 戊 〇

確定 保険料 算定内 訳	⑦区分	算定期間 ### 〇〇年 4月 1日 から ### ××年 3月 31日 まで	
		⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・一般拠出金率
	労働保険料	(イ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 (項11)	(イ) 1000分の (イ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項12)
	労働保険料	(ロ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 (項13)	(ロ) 1000分の (ロ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項14)
	雇用保険料	(ホ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 (項15)	(ホ) 1000分の (ホ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項19)
	一般拠出金 (注1)	(ヘ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 (項35)	(ヘ) 1000分の (ヘ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項36)

概算・ 増加概算 保険料算定内 訳	⑪区分	算定期間 ### 〇〇年 4月 1日 から ### ××年 3月 31日 まで	
		⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率
	労働保険料	(イ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 (項20)	(イ) 1000分の (イ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項21)
	労働保険料	(ロ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 (項22)	(ロ) 1000分の (ロ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項23)
	雇用保険料	(ホ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 (項26)	(ホ) 1000分の (ホ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項27)

⑭事業主の郵便番号(変更のある場合記入) 〒 〇〇〇〇-〇〇〇〇	⑮事業主の電話番号(変更のある場合記入) 〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	⑰延納の申請 納付回数 〇 (項30)
※検査有無区分 ※算調対象区分 ※データ指示コード ※再入力	⑱申告済確定保険料額と申告済一般拠出金額をそれぞれ記入する。	

⑱申告済概算保険料額	15,580,701 円	⑲申告済概算保険料額	
⑳増加概算保険料額 (⑭の(イ)-⑲)	63,132 円	㉑増加概算保険料額 (⑭の(イ)-⑲)	
㉒差引額	696,208 円	㉒差引額	

㉓第1期又は第2期	㉓第1期又は第2期	㉓第1期又は第2期	㉓第1期又は第2期	㉓第1期又は第2期	㉓第1期又は第2期
(イ)概算保険料額 (⑬(イ)+⑭+次期以降の円未満端数)	(ロ)労働保険料充当額 (⑫の(イ)労働保険料分のみ)	(ハ)不足額(⑫の(ハ))	(ニ)一般拠出金(⑫の(ニ))	(ヒ)一般拠出金額 (⑫の(ヒ)-⑫の(ホ))	(ホ)今期納付額(ニ)+(ハ)
(イ)概算保険料額 (⑬(イ)+⑭)	(ロ)労働保険料充当額	(ハ)第2期納付額 (⑬)			

㉔加入している労働保険 (イ)労働保険 (ロ)雇用保険	㉕特掲事業	㉖該当する(イ)該当しない	㉗事業又は作業の種類	労働保険事務組合	㉘保険関係成立年月日
㉙(イ)所在地 (ロ)名称			郵便番号 650-XXXX	電話番号 (078)367-XXXX	(1)廃止 (2)委託 (3)個別 (4)労働者なし (5)その他
			住所 (法人のときは主たる事業所の所在地) 神戸市中央区〇〇町××-□□		
			名称 △△△商工会		
			氏名 (法人のときは代表者の氏名) 会長 ○× △□		

訂正確定申告について

年度中途における労働保険料等の変更に伴う

労働局用

労働保険事務組合申告総括表

名 称 労働保険事務組合 △△△商工会

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号			
	28	000	09	00000	0000	0000	0000

所在地 神戸市中央区〇〇町××一〇〇

代表者の氏名 ○× △□

43

(〇〇)年度 概算 確定 保険料		一般保険料、第1種特別加入保険料等		増減額		減額すべき額 又は 追加納付額	
保険料等		申告済保険料等		調整保険料等			
区分別	合計額	区分別	合計額	区分別	合計額		
労災保険	A 7,143,102	① (A+B)	C 7,155,012	② (C+D)	E △ 11,910	⑤ (E+F)	①-②
雇用保険	B 8,367,979	15,511,081	D 8,425,689	15,580,701	F △ 57,710	△ 69,620	△ 69,620
一般拠出金	③ 63052		④ 63132				③-④ △ 80

訂正前の組合全体の
②確定保険料額
④一般拠出金

訂正後の組合全体の
①確定保険料額
③一般拠出金

(注) E、F、⑤及び①-②、③-④欄が減額の場合は、数字の頭に△印を付記すること。

還付金の種別

種別 3 1 7 5 1

労働保険番号

都道府県 所管(管轄) 基幹番号 枝番号

※修正項目番号 ※漢字修正項目番号

① 還付金の払渡しを受けることを希望する金融機関 (金融機関のない場合は郵便局)

金融機関情報入力欄: 金融機関名称 (〇〇銀行), 支店名称 (△△支店), 種別 (2), 口座番号 (1234567), ゆうちょ銀行記号番号, 事務組合本体の口座, フリガナ (労働保険事務組合 △△△商工会)

郵便局情報入力欄: 郵便局名称, 区・市・郡, 訂正前の組合全体の確定保険料額 (ア), 一般拠出金額 (ク)

② 還付請求額 (注意) 各欄の金額の前に「円」記号を付さないで下さい

金額入力欄: (ア) 納付した概算保険料の額又は納付した確定保険料の額, (イ) 確定保険料の額又は改定保険料の額, (ウ) 差額, (エ) 労働保険料等・一般拠出金への充当額, (オ) 労働保険料に充当, (カ) 一般拠出金に充当, (キ) 労働保険料還付請求額, (ク) 納付した一般拠出金, (ケ) 改定した一般拠出金, (コ) 差額, (サ) 一般拠出金・労働保険料等への充当額, (シ) 一般拠出金に充当, (ス) 労働保険料等に充当, (セ) 一般拠出金還付請求額

③ 労働保険料等への充当額内訳表: 表形式で労働保険料と一般拠出金の充当内訳を記載する欄

上記のとおり還付を請求します。 (郵便番号 650 - △△△△) ×××× 番)

令和〇年 〇月 〇日 住所 神戸市中央区〇〇町××-〇〇 事業主 名称 労働保険事務組合△△△商工会 氏名 ○× △〇

※修正項目 (英数・カナ) 還付理由 (1. 年度更新, 2. 事業終了, 3. その他(算調等)), 還付金発生年度 (元号: 令和は9) ※徴収区分

※修正項目 (英数・カナ) 事務組合の住所、名称、代表者氏名も必須

職階入力欄: 職階 (職入徴収官, 部長, 課室長, 補佐, 係長, 係), 社会保険労働士記載欄 (作成年月日, 氏名, 電話番号)

[注意] 1. ①欄について、ゆうちょ銀行を指定した場合、「ゆうちょ銀行番号」を記入する。また、ゆうちょ銀行以外を指定した場合、「種別」、「口座番号」を記入すること。2. 還付金の種別欄及び③欄については、事項を選択する場合には該当事項を○で囲むこと。3. 社会保険労働士記載欄は、この届書を社会保険労働士が作成した場合のみ記載する。

算定基礎調査後・訂正確定後の処理について

算定基礎調査・訂正確定を行った後、労働局内で決裁を行い、事務組合に対して通知を郵送します。

送付書類

- 1 労働保険料一般拠出金の認定決定について
- 2 労働保険労働保険料石綿健康被害救済法一般拠出金
算定基礎調査書（事業主用）
- 3 納入告知書（追徴がある場合のみ）（注1）
- 4 還付請求書控（還付がある場合のみ）（注2）
- 5 労働保険料申告書控（訂正確定のみ）
- 6 労働保険事務組合申告総括表控（訂正確定のみ）
- 7 保険料一般拠出金申告内訳控（訂正確定のみ）

事務組合での取り扱い

- 1・2
・・・原本を事業主に送付してください。
(必要に応じてコピーを取り、コピーを保管してください)
- 4・5・6・7
・・・事務組合で保管してください。
- 3・・・事業主に対して、不足保険料・拠出金・追徴金額を徴収のうえ、
納付書記載の納付期限までに事務組合から納付してください。

(注1) 不足保険料・拠出金・追徴金で、納付期限が異なりますのでご注意ください。また、納付期限を過ぎた場合は、滞納事業場報告書を提出してください。

(注2) 還付は後日、事務組合に対して行いますので、事務組合から事業主に対して還付をお願いします。(還付請求書の提出が必要です)

特別加入保険料算定基礎額表(月額早見表)

給付基礎 日 額	保険料算 定基礎額	特例による 1/12の額	加 入 期 間 別 の 保 険 料 算 定 基 礎 額									
			2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
25,000	9,125,000	760,417	1,520,834	2,281,251	3,041,668	3,802,085	4,562,502	5,322,919	6,083,336	6,843,753	7,604,170	8,364,587
24,000	8,760,000	730,000	1,460,000	2,190,000	2,920,000	3,650,000	4,380,000	5,110,000	5,840,000	6,570,000	7,300,000	8,030,000
22,000	8,030,000	669,167	1,338,334	2,007,501	2,676,668	3,345,835	4,015,002	4,684,169	5,353,336	6,022,503	6,691,670	7,360,837
20,000	7,300,000	608,334	1,216,668	1,825,002	2,433,336	3,041,670	3,650,004	4,258,338	4,866,672	5,475,006	6,083,340	6,691,674
18,000	6,570,000	547,500	1,095,000	1,642,500	2,190,000	2,737,500	3,285,000	3,832,500	4,380,000	4,927,500	5,475,000	6,022,500
16,000	5,840,000	486,667	973,334	1,460,001	1,946,668	2,433,335	2,920,002	3,406,669	3,893,336	4,380,003	4,866,670	5,353,337
14,000	5,110,000	425,834	851,668	1,277,502	1,703,336	2,129,170	2,555,004	2,980,838	3,406,672	3,832,506	4,258,340	4,684,174
12,000	4,380,000	365,000	730,000	1,095,000	1,460,000	1,825,000	2,190,000	2,555,000	2,920,000	3,285,000	3,650,000	4,015,000
10,000	3,650,000	304,167	608,334	912,501	1,216,668	1,520,835	1,825,002	2,129,169	2,433,336	2,737,503	3,041,670	3,345,837
9,000	3,285,000	273,750	547,500	821,250	1,095,000	1,368,750	1,642,500	1,916,250	2,190,000	2,463,750	2,737,500	3,011,250
8,000	2,920,000	243,334	486,668	730,002	973,336	1,216,670	1,460,004	1,703,338	1,946,672	2,190,006	2,433,340	2,676,674
7,000	2,555,000	212,917	425,834	638,751	851,668	1,064,585	1,277,502	1,490,419	1,703,336	1,916,253	2,129,170	2,342,087
6,000	2,190,000	182,500	365,000	547,500	730,000	912,500	1,095,000	1,277,500	1,460,000	1,642,500	1,825,000	2,007,500
5,000	1,825,000	152,084	304,168	456,252	608,336	760,420	912,504	1,064,588	1,216,672	1,368,756	1,520,840	1,672,924
4,000	1,460,000	121,667	243,334	365,001	486,668	608,335	730,002	851,669	973,336	1,095,003	1,216,670	1,338,337
3,500	1,277,500	106,459	212,918	319,377	425,836	532,295	638,754	745,213	851,672	958,131	1,064,590	1,171,049

47

月割計算方法は次のとおりです。

- ① 保険料算定基礎額を12で割る。(円未満の端数は切り上げる)
- ② ①で得た額に該当月数をかける。

特別加入制度について

1 給付基礎日額について

特別加入者の給付基礎日額は年度途中の変更はできません。

日額の変更を希望する場合、変更を希望する前年度の3月1日から3月31日（令和8年度は3月2日（月）～3月31日（火））の間に「給付基礎日額変更申請書」を提出するか、年度更新期間（6月1日から7月10日）に申告書内訳により変更（但し、労災事故がない場合のみ）を行ってください。

年度更新の際、給付基礎日額や途中加入・脱退に伴う加入月数の誤りによる計算誤りが散見されますので、ご注意ください。

なお、第二種特別加入者（一人親方等）の給付基礎日額の変更は、申告書内訳により変更はできません。変更を希望する場合は、必ず「給付基礎日額変更申請書」を所轄の労働基準監督署を経由して労働局へ提出してください。

2 特別加入者としての加入要件について

（1）中小事業主等として特別加入できる者

下表に定められた数の労働者を常時使用する事業主（事業主が法人その他の団体であるときは、その代表者）及び労働者以外で事業主の事業に従事する者（事業主の家族従事者や、中小事業主が法人その他の団体である場合の代表者以外の役員など）が該当します。

労働者を通年雇用しない場合であっても、1年間に100日以上労働者を使用している場合には、常時労働者を使用しているものとして取り扱われます。

業 種	労働者数
金 融 業 保 険 業 不 動 産 業 小 売 業	50 人以下
卸 売 業 サ ー ビ ス 業	100 人以下
上記以外の業種	300 人以下

※加入の範囲は、原則事業主本人のほか家族従事者など労働者以外で業務に従事している人全員を包括して特別加入の申請を行う必要があります。

(2) 加入要件に該当しなくなった事業主等の取扱い

加入当初は上記(1)の要件を満たしていても、年月の経過によって加入要件の範囲外となるケースがあります。特に、労働者を雇用しない状態となり「労働者を常時使用する事業主」という加入要件を満たさなくなるケースがよく見受けられます。

この場合、労働保険の適用事業(労働者を雇用する事業)にも該当しないため、原則、委託解除手続きを行っていただくこととなります。

3 特別加入承認通知書について

特別加入の申請書を提出していただき、加入が承認された場合「労働者災害補償保険特別加入承認通知書」を事務組合あて送付しています。

承認通知書が届きましたら、原本を事業主にお渡しいただきますようお願いいたします。

事務組合に原本が保管されているケースが多く見受けられます。

原本は事業主にお渡しいただき、事務組合で保管する必要がある場合は(写)を保管いただきますようお願いいたします。

4 第二種特別加入(一人親方等)者に係る本人確認徹底のお願い

一人親方又は特定作業従事者の特別加入に係る手続きのうち、様式第34号の10(労働者災害補償保険 特別加入申請書)により加入申請を行う場合又は様式第34号の8(労働者災害補償保険 特別加入に関する変更届)により「新たに特別加入者になった者」について特別加入者の異動に係る届出を行う場合には、加入希望者に対して、身分証明書※の提示を求めるとともに、その写しを取り、本人確認を徹底するようお願いいたします。

※原則として顔写真付きの身分証明書の提示を求めようお願いします。

顔写真なしの身分証明書しか有していないなど、やむを得ない場合には、2点の提示を求め等により、十分な確認を行うようお願いします。

【顔写真付きの身分証明書の例】

個人番号カード、運転免許証、パスポート、電気工事士免状その他、官公庁や特殊法人等が発行した身分証明書で顔写真付きのもの

【顔写真なしの身分証明書の例】

国民年金手帳その他、官公庁や特殊法人等が発行した身分証明書で顔写真なしのもの
なお、特別加入団体における労働保険事務を労働保険事務組合に委託している場合は、「特別加入申請に係る本人確認済証明書」を提出していただく必要はありません。

※ 加入・脱退等の手続きを行う際に添付する資料(例:「死亡届」、「戸籍謄本」など)について、本籍地の記載がある場合は当該箇所をマスキングの上提出してください。

事業主から期日までに保険料を徴収できなかった場合の事務処理について (保険料等を滞納した場合の事務処理について)

(1) 保険料の納付について

各期の労働保険料等について、期日までに事業主から徴収できなかった場合、基幹番号全体の保険料からその額を差し引いて納付してください。

なお、事業主から概算保険料を一括で徴収している場合も、労働局に対して概算保険料3分割で納付している場合は、3分割した額を差し引いて納付してください。

口座振替で保険料等を納付している事務組合は、口座振替の緊急停止をした上で手書きの納付書で納付してください。

(2) 『労働保険料等滞納事業場報告書』(組様式第9号)の提出<記入例P. 51>

『労働保険料等滞納事業場報告書』を期限内に提出してください。

なお、算定基礎調査及び訂正確定申告で認定決定された保険料等・追徴金についても、納付期限を過ぎた場合は『労働保険料等滞納事業場報告書』を納付期限の翌日から10日以内に提出してください。

(3) 『労働保険料等納入事業場報告書』(組様式第10号)の提出<記入例P. 52>

滞納事業場にかかる保険料等を政府へ納付した場合は、『労働保険料等納入事業場報告書』をその都度提出してください。

なお、委託事業場から滞納保険料等を領収した場合は、速やかに政府へ納付してください。

(* 政府への納付が遅れたことにより発生した延滞金については、事務組合の責任になります。
徴収法第35条)

(4) 『労働保険料等に関する債務確認及び納付誓約書』・『指導経過票』

(兵庫労働局独自様式)の提出<記入例P. 53、P. 54>

保険料等の滞納(過年度分を含む)がある事業場については、『労働保険料に関する債務確認及び納付誓約書』・『指導経過票』を提出してください。そのうえで、事業主に対し納付計画に基づき、納付するように指導を行ってください。

『労働保険料等に関する債務確認及び納付誓約書』には、事務組合と事業主の間で確認書を取り交した日付を、必ず事業主の自署で記入してください。(事業主印を必ず押印してください。)

(5) 『委託解除事業場報告書』(兵庫労働局独自様式)の提出

(兵庫労働局独自様式)<記入例P. 55>

委託解除の際に、保険料等の滞納(過年度分を含む)がある場合には、『委託解除事業場報告書』及び『労働保険料等に関する債務確認及び納付誓約書』を必ず提出してください。

上記の(1)～(4)は兵庫労働局総務部労働保険徴収課事務組合係あてに提出してください。

なお、(1)、(2)は控に受理印を押して1部返却します。

(3)、(4)は原本を提出していただき、写しを事務組合にて保管願います。

(6) 督促状について

法定納期を過ぎ、一定期間経過しても完納されない保険料等について、滞納事業場報告書をもとに事業場ごとの督促状を作成し事務組合に送付します。事業場へ速やかに通知するとともに、納付の督促を行ってください。また、徴収及び納付簿へ記帳してください。

督促状に記載の指定期限までに納付が困難な場合は、『労働保険料に関する債務確認及び納付誓約書』・『指導経過票』を提出してください。

※提出書類は期限厳守でお願いします。

記入例 労働保険料等滞納事業場報告書

種別 **3 1 8 5 0** (基幹番号ごとに作成)

提出年月日 **9 - 00 - 00 - 00** (項1)

※労働保険番号 **労働局長 殿**

都道府県 所掌 管轄 基幹番号
2 8 3 0 1 9 7 5 0 0 0 (項2)

報告年月 法定納期の翌日現在で作成
9 - 00 - 00 - 00

電話	(078) - (367) 〇〇〇〇 番
所在地	〒 650 - ××××
名称	労働保険事務組合 〇〇〇〇
代表者氏名	〇〇〇 〇〇〇〇

現在 下記事業場の保険料が滞納となっていますので報告します。

(1 枚のうち 1 枚目)

枝番号1 0 0 3 (項4) 徴定年度1 徴定区分1 9 - 00 (項5) 6 2 (項6) 電話 (06) - (6428) ×××× 番 事業場名 〇×物産(有)	納付すべき保険料等1 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項7) 1 5 0 0 納入額1 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項8) 0 滞納額1 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項9) 1 5 0 0
枝番号2 0 0 3 徴定年度2 徴定区分2 9 - 00 (項11) 2 1 (項12) 電話 (06) - (6428) ×××× 番 事業場名 〇×物産(有)	納付すべき保険料等2 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項13) 1 6 0 0 0 納入額2 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項14) 0 滞納額2 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項15) 1 6 0 0 0
枝番号3 0 0 3 (項16) 徴定年度3 徴定区分3 9 - 00 (項17) 7 2 (項18) 電話 (06) - (6428) ×××× 番 事業場名 〇×物産(有)	納付すべき保険料等3 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項19) 1 6 0 納入額3 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項20) 0 滞納額3 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項21) 1 6 0
枝番号4 法人=事業場名 個人=事業場名及び 事業主氏名を記入 電話 () - () 番 事業場名	納付すべき保険料等4 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項22) 0 納入額4 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項23) 0 滞納額4 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項24) 0
枝番号5 電話 () - () 番 事業場名	納付すべき保険料等5 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項25) 0 納入額5 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項26) 0 滞納額5 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項27) 0
合 計	納付すべき保険料等合計 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項28) 1 7 6 6 0 納入額合計 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項29) 0 滞納額合計 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項30) 1 7 6 6 0

納付状況

月/日	保険料等	滞納額
/		
/		
/		
/		

入

納付状況

月/日	保険料等	滞納額
/		
/		
/		
/		

な

納付状況

月/日	保険料等	滞納額
/		
/		
/		
/		

こ

納付状況

月/日	保険料等	滞納額
/		
/		
/		
/		

と

納付状況

月/日	保険料等	滞納額
/		
/		
/		
/		

確定不足と概算1期と
 拠出金は分けて記入
 62. 前年度保険料 (年更不足分)
 21. 全期又は1期
 *2期は22. 3期は23. と表記すること
 72. 当年度拠出金

- 凡例
- 1 一徴定区分
 - 21. 全期または1期
 - 22. 2期
 - 23. 3期
 - 61. 事業廃止(保険料)
 - 62. 前年度(保険料)
 - 63. 前々年度(保険料)
 - 71. 当年度事業廃止(拠出金)
 - 72. 当年度(拠出金)
 - 73. 前年度(拠出金)

記入例 労働保険料等納入事業場報告書

種別
3 1 8 5 1

基幹番号ごとに作成

提出年月日
元9 - 00 - 09 - 18

※労働保険番号 労働局長 殿

都道府県	所掌	管轄	基幹番号
2	8	3	0190000000

報告年月
元9 - 00 - 09

電話	(078) - (367) 〇〇〇〇 番
所在地	〒 650 - ××××
名称	労働保険事務組合 〇〇〇〇
代表者氏名	〇〇〇 〇〇〇〇

中に下記事業場の保険料等を送付しましたので報告します。

(1 枚のうち 1 枚目)

<p>枝番号1 003</p> <p>徴定年度1 元9 - △△</p> <p>徴定区分1 62</p>	<p>年月日1 元9 - 00 - 09 - 18 ← 政府へ納付した日</p> <p>保険料等1 百十億千百十万千百十円〇〇〇</p> <p>滞納額1 百十億千百十万千百十円〇</p> <p>納付場所1 〇△銀行 ××支店</p> <p>備考1</p>
<p>枝番号2 003</p> <p>徴定年度2 元9 - ××</p> <p>徴定区分2 21</p>	<p>年月日2 元9 - 00 - 09 - 18</p> <p>保険料等1 百十億千百十万千百十円〇〇〇</p> <p>滞納額2 百十億千百十万千百十円〇〇〇</p> <p>納付場所2 〇△銀行 ××支店</p> <p>備考2</p>
<p>枝番号3 003</p> <p>徴定年度3 元9 - 〇×</p> <p>徴定区分3 72</p>	<p>年月日3 元9 - 00 - 09 - 18</p> <p>保険料等3 百十億千百十万千百十円〇〇〇</p> <p>滞納額3 百十億千百十万千百十円〇</p> <p>納付場所3 〇△銀行 ××支店</p> <p>備考3</p>
<p>枝番号4 〇〇〇</p> <p>徴定年度4 元〇 - 〇〇</p> <p>徴定区分4 〇〇</p>	<p>年月日4 元〇 - 〇〇 - 〇〇 - 〇〇</p> <p>保険料等4 百十億千百十万千百十円〇〇〇</p> <p>滞納額4 百十億千百十万千百十円〇〇〇</p> <p>納付場所4</p> <p>備考4</p>
<p>枝番号5 〇〇〇</p> <p>徴定年度5 元〇 - 〇〇</p> <p>徴定区分5 〇〇</p>	<p>年月日5 元〇 - 〇〇 - 〇〇 - 〇〇</p> <p>保険料等5 百十億千百十万千百十円〇〇〇</p> <p>滞納額5 百十億千百十万千百十円〇〇〇</p> <p>納付場所5</p> <p>備考5</p>
<p>合 計</p>	<p>保険料等合計 百十億千百十万千百十円〇〇〇</p> <p>滞納額合計 百十億千百十万千百十円〇〇〇</p>

- (注)
- この報告書は、労働保険料等滞納事業場報告書(組様式第9号)により報告した事業場のうち、その後納付したものにつき1ヶ月分をとりまとめ、翌月10日までに報告すること。
 - 納付場所欄には銀行名(支店名まで)、郵便局名、都道府県労働局又は労働基準監督署の別を表示すること。

事業主の自署で必ず記入すること

令和 ○○年 6月 8日

<記入例>

労働保険特別会計歳入徴収官
兵庫労働局長 殿
労働保険事務組合△△△商工会
代表者 ○× △□ 殿

事業主印を必ず押印すること(押印省略不可)

所在地 神戸市中央区○○町××-×
名称 ○○商事
事業主名 ○○健二



労働保険料等に関する債務確認及び納付誓約書

下記のとおり、労働保険料等が未納付であることを確認し納付計画のとおり責任をもって納付することを誓約します。

労働保険番号ごとに作成

1 滞納労働保険料等額

労働保険番号		28 301— 900000 — ×××					
滞 納 額	年度	期別	労働保険料(円)	追徴金(円)	延滞金(円)	拠出金(円)	合計(円)
	○○	2	12,800				12,800
	○○	3	12,800				12,800
	○○	1			1,300		1,300
	△△	確定				100	100
	合計			25,600	0	1,300	100

2 納付計画

回	金額	納付年月日	摘要
1	7,000	××. 8. 31	
2	5,000	××. 9. 30	
3	5,000	××. 10. 30	
4	5,000	××. 11. 30	
5	5,000	××. 12. 30	
6			
7			
8			
9			
10			
合計	27,000		

納付計画は必ず記入してください。

原本を提出し、写を事務組合で保管してください。

指 導 経 過 票

令和××年12月26日

指導経過はできる限り詳細に記入してください。

労働 保険 事務 組合	電 話	(078)-(367) ××××
	所在地	〒 650-×××× 神戸市中央区〇〇町××-□□
	名 称	労働保険事務組合 △△△商工会
	代表者 氏 名	〇× △□

労働保険番号	2 8 3 0 1 - 9 × × × × × - ×
事業場名	〇〇商事 電話 078-367-××××
代表者名	〇〇 〇〇
指 導 経 過	
年 月 日	内 容
××. 7. 10	1期分(××年度概算)・拠出金(〇〇年度確定)納入なし。
××. 8. 30	1期分・拠出金について、事業主に電話にて納入督促。「もう少し待ってほしい」とのこと。
××. 9. 30	1期分・拠出金について、事業主に電話にて納入督促。「もう少し待ってほしい」と言われる。いつまでに納付してもらえるか訊ねたところ「10月中には納付できる」とのこと。
××. 10. 31	1期分・拠出金について、事業場を訪問し、納入督促。本日この場で領収できる旨話すが、「もう少し待ってほしい」と言われる。 間もなく政府から督促状が送付され、そこに記載された期限を過ぎてしまうと、日を遡って納付期限翌日からの延滞金がかかることを説明。具体的に本日時点での延滞金を例示。必ず11月15日までに納付してもらうよう念押しする。
××. 11. 20	1期分・拠出金・2期分について、事業場を訪問し、納入督促。「もう少し待ってほしい」と言われる。以下の点を督促状、徴収法の条文を示しながら説明。 ・政府は督促状を送付(通知)し、その指定期限ののちはこれ以上納入督促しなくても予告なく財産差押えができること。 ・この督促状の指定期限をもって、以後差押えを受けても知らなかったとは言えないこと。 ・いつ差押えを受けるかは、事務組合でも分からないこと。 ・差押えの準備段階として、政府が金融機関口座、法人登記簿等を調査することとなり、その時点で金融機関等への信用を失い、経営に影響を及ぼす可能性があること。 以上を説明ののち、「労働保険料等に関する債務確認及び納付誓約書」を提出することに同意。代表者の携帯電話も確認。
××. 12. 2	1期分・拠出金・2期分について、事業場に電話するも不在。代表者の携帯へ電話。「納付を忘れていた、今日振り込みに行く」と言われる。次回事業場で面談できる日を確認。 もし今日中に振り込みがなければ面談日に訪問し現金領収する旨説明。
××. 12. 10	12月2日に納付がなかったため事業場を訪問。現金領収する旨話すが、今事業場には少額の現金しかないと言われる。これまでの経緯から、納付意思を確認するために、例えば1,000円であってもこの場で納付頂くよう説明。1,000円を現金領収。引き続き納付計画どおり納付して頂くよう指導。

兵庫労働局長 殿

名 称 労働保険事務組合 △△△商工会
 所在地 神戸市中央区〇〇町××-□□
 代表者名 ○× △□
 電 話 078-367-×××

・接触経過はできる限り詳細に記入してください。

委託解除事業場報告書

下記の委託事業場について、委託解除となりましたので報告します。

記

・事業場の連絡先は固定電話や携帯電話等、事務組合で把握しているものをすべて記入してください。

労働保険番号	28301- 9×××××-×××	事業所番号	2801-××××××-×
事業場名	〇〇商事	所在地	神戸市中央区〇〇町×-×
		電 話	078-367-××××
代表者名	〇〇××	住 所	神戸市垂水区〇町×-×
		電 話	078-367-××××
委託解除日	令和××年12月16日		
滞 納 額	××年度確定一般拠出金		100円
	××年度概算保険料1期		16,000円
	××年度概算保険料2期		16,000円 (12月16日までの確定分)
	××年度確定一般拠出金		80円 (12月16日までの確定分)
接 触 経 過	××. 7. 31	1期分・拠出金 事業主に電話にて督促。「もう少し待ってほしい」とのこと。	
	××. 8. 30	1期分・拠出金 事業場を訪問し、納入督促。本日この場で領収できる旨説明するが「9月末までに必ず納付する」と言われる。債務承認書を受理。	
	××. 10. 31	1期分・拠出金 納付がないため事業主に電話したところ、倒産した報告あり。11月5日に訪問し、面談することとなる。事業主携帯番号を聴取。倒産の報告があった旨、労働局事務組合係に連絡。	
	××. 11. 5	事業場を訪問するも、鍵がかかっており、ポストから名札も外されている。すでに事業は行われていない様子。会社、事業主携帯番号に電話するも「現在使われておりません」のアナウンスが流れる。隣のテナントに尋ねたところ、10月末頃に引っ越したようだが行先は分からないとのこと。以後、事業主行方不明となり連絡不能。	

兵庫労働局ホームページの活用について

兵庫労働局においては労働保険事務組合に関するホームページ機能を強化しています。ぜひご活用ください。

該当ページを検索される際は、検索サイトにて「兵庫労働局（スペース）事務組合」「兵庫労働局（スペース）事務組合関係様式」と検索することをおすすめします。

I 労働保険事務組合一覧の掲載

兵庫労働局管内の労働保険事務組合について、掲載を希望する労働保険事務組合の一覧を掲載しています。掲載内容は年に一回更新しています。

II 労働保険事務組合関係様式の掲載

1 労働保険事務組合において使用する様式

- 労働保険事務等処理委託事業主名簿
- 労働保険料等徴収及び納付簿
- 労働保険料等徴収及び納付簿（裏面）
- 雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿
- 労働保険事務等委託書
- 労働保険事務等委託解除通知書

2 労働局へ提出する様式

- 労働保険事務組合認可申請書記載事項等変更届
- 労働保険番号追加付与願
- 独自様式使用承認願
- 事務組合業務廃止届
- 労働保険に関する引継報告書
- 債務確認及び納付誓約書
- 指導経過票
- 委託解除事業場報告書

3 労働保険料の申告時に使用する様式

- 保険料・一般拠出金申告書内訳
- 労働保険事務組合申告総括表
- 第2種特別加入保険料申告内訳名簿

4 業種の変更届出時に使用する様式

- 作業実態報告書

5 労働保険料算定基礎調査時に使用する様式

- 個人別賃金表

6 報奨金交付申請時に使用する様式

- 報奨金交付に係る申立書
- 支出等証明書
- 支出予定内容

※厚生労働省ホームページに掲載されている様式（リンク）

厚生労働省 労働保険関係各種様式（厚生労働省ホームページへリンク）

- 一括有期事業報告書（立木の伐採の事業）
- 一括有期事業報告書・総括表（建設の事業）
- 労働保険料・一般拠出金還付請求書
- 労働保険代理人選任・解任届
- 労災保険関係成立票
- 第3種特別加入保険料申告内訳
- 第3種特別加入保険料申告内訳名簿
- 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳

口座振替の申込手続き様式（厚生労働省ホームページへリンク）

※法人・個人事業主用、労働保険事務組合用とあります。

参考

厚生労働省 労災保険関係各種様式（厚生労働省ホームページへリンク）

▽特別加入関係の様式がダウンロードできます。

労働保険事務組合が事業主から事務処理の委託を受けて、電子申請により労働保険関係手続き（成立届、名称・所在地変更届等）を行う場合において使用する「労働保険手続の事務処理の委託等に関する証明書」の様式は、厚生労働省ホームページの検索サイトで「労働保険関係手続の電子申請について」と入力し検索。「労働保険関係手続の電子申請について」をクリックすると、ページ内最下段の「労働保険事務組合の皆様へ」に様式があり、様式をダウンロード（Word・PDF）できます。

記入例

- (1) 労働保険料等納入通知書
- (2) 労働保険料等領収書
- (3) 労働保険事務等処理委託事業主名簿
- (4) 労働保険料等徴収及び納付簿
- (5) 雇用保険被保険者関係届事務等処理簿
- (6) 労働保険関係成立届（事務処理委託届）
- (7) 労働保険 名称、所在地変更届
- (8) 労働保険事務等処理委託解除届

(1) 労働保険料等納入通知書について

労働保険料等算定基礎賃金等の報告、労働保険料等申告書内訳により保険料等の計算を行い、労働保険料等納入通知書（組様式第7号甲）を作成し事業主に通知します。

なお、7月10日までに政府に納付できるよう余裕をもって通知してください。

また、分割納付を行う事業主には、2期・3期分についても、組様式第7号乙により納入通知を行ってください。

1. 労働保険料等納入通知書（組様式第7号甲）

組様式第7号（甲）

労働保険料等納入通知書 （事業主控）

労働保険番号	府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号
	2	8	3	019000000	×××

住所 神戸市中央区××町××-×

委託事業主の氏名 株 〇〇商会 殿

金	¥	5	5	9	8	5	8
			万	千	百	十	円

上記金額を労働保険料第1期分及び一般拠出金として令和〇〇年〇月〇日までに当事務組合に納入してください。

令和〇〇年〇月〇日

所在地 神戸市中央区〇〇町××-□□

労働保険事務組合の名称 △△△商工会 ○× △□

算定方法

令和〇〇年度確定			令和××年度概算			
賃金総額	料率	確定保険料	賃金総額	料率	概算保険料	
労災	53,073 <small>千円</small> $\frac{3}{1,000}$	159,219 <small>円</small>	労災	53,073 <small>千円</small> $\frac{3}{1,000}$	159,219 <small>円</small>	
特別加入	8,030 <small>千円</small> $\frac{3}{1,000}$	24,090 <small>円</small>	特別加入	8,760 <small>千円</small> $\frac{3}{1,000}$	26,280 <small>円</small>	
雇用	43,892 <small>千円</small> $\frac{14.5}{1,000}$	636,434 <small>円</small>	雇用	43,892 <small>千円</small> $\frac{13.5}{1,000}$	592,542 <small>円</small>	
合計		① 819,743 <small>円</small>	合計		① 778,041 <small>円</small>	
申告済概算保険料		② 520,293 <small>円</small>	区分	概算保険料額	各期納付額	
差引額	充当額	③(②-①)	期別納付額	主期第1期	⑦(⑥÷3) <small>円</small> 259,347	⑧(⑦-③)又は⑦+⑤ <small>円</small> 558,797
	還付額	④(②-①又は②-①-③)		第2期	⑨(⑥÷3) 259,347	⑩ 259,347
	不足額	⑤(①-②)		第3期	⑪(⑥÷3) 259,347	⑫ 259,347

賃金総額	料率	一般拠出金額
一般※ 拠出金	53,073 <small>千円</small> $\frac{0.02}{1,000}$	1,061 <small>円</small>

(注) ※については、労災保険に係る賃金総額と同額を記入して下さい。ただし、平成19年3月31日以前に成立した有期事業は、一般拠出金算定対象とはなりませんので、当該有期事業分を差し引いた賃金総額を記入して下さい。

2. 労働保険料等納入通知書 (組様式第7号乙)

組様式第7号(乙) **労働保険料等納入通知書(控)**

労働保険号	府	県	所掌	管轄	基幹番号					枝番号		
	2	8	3	0	1	9	×	×	×	×	×	×

住所 神戸市中央区××町××-××

委託事業主の
氏名 (株)○○商会 殿

金	¥	2	5	9	3	4	7	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記金額を○○年○○月○○日までに当事務組合に納入してください。

	種別	納入金額	摘要	
内訳	保険料	概算保険料 全・1 (2)・3	259,347 円	
		確定保険料		
		追徴金		
		延滞金		
	拠出金	一般拠出金		
		追徴金		
		延滞金		
	計		259,347	

令和 △△年 ○○月 □□日

労働保険事務組合の
名称 △△△商工会

所在地 神戸市中央区○○町××-□□

代表者 ○×△□

通し番号を振ってください。

No. 1

(2) 労働保険料等領収書について

事業主から保険料の納付があった際に必ず交付してください。（口座振込・口座振替による納付についても交付が必要です。）

また、労働保険番号、領収日を忘れずに記入してください。

組 様 式 第 8 号		労 働 保 険 料 等 領 収 書 (控)											
労働保険番号	府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号					枝 番 号				
2	8	3	0 1	9	×	×	×	×	×	×	×	×	×
住 所 神 戸 市 中 央 区 × × 町 × × ー × ×													
委 託 事 業 主 の 氏 名 (株) ○ ○ 商 会 殿													
金	¥	2	5	9	3	4	7						
上 記 の 金 額 を 受 領 し ま し た 。													
種 別		納 入 金 額				摘 要							
内 訳	概算保険料 全・1・ <u>2</u> ・3	259,347				円							
	確定保険料												
	追 徴 金												
	延 滞 金												
	一般拠出金												
	追 徴 金												
延 滞 金													
計		259,347											

領収年月日 令和 △△年 ○○月 □□日

労働保険事務組合の

名 称 △△△商工会

所在地 神戸市中央区○○町××-□□

代表者 ○× △□

通し番号を振ってください。

No. 1

(4) 労働保険料等徴収及び納付簿(様式第17号)の作成について

事務組合と委託事業主との労働保険料等の受払い状況を明確に管理するため、労働保険番号ごとに作成してください。
労働保険料等の受払いの都度記載を行い、適正に整備してください。

〈過納により充当が生じた場合〉

様式第17号(第68条関係) (表面) 労働保険料等徴収及び納付簿

労働保険番号		府県	市町	管轄	基幹番号				枝番号		
2830190000001											
① 事業場の区分	② 事業の名称	③ 事業場の所在地(電話)			④ 事業の種類 (労災保険申表による)	⑤ 成立している保険関係		⑥ 委託年月日			
乙	〇〇〇商会	神戸市中央区〇丁目××-× 電話(×××)-(×××)××××番			その他の各種事業 (9416)	(イ) 労災保険及び雇用保険 (ロ) 労災保険 (ハ) 雇用保険		〇〇年4月1日			
⑦ 確定保険料・概算保険料・一般拠出金の額											
令和〇〇年度確定	(イ) 確定保険料 684,975	(ロ) 申告済概算保険料 844,400	(ハ) 充当額 ((ロ)-(イ)) 159,425	(ニ) 還付額 ((ロ)-(イ))	(ホ) 不足額 ((イ)-(ロ))	平成	(イ) 確定保険料	(ロ) 申告済概算保険料	(ハ) 充当額 ((ロ)-(イ))	(ニ) 還付額 ((ロ)-(イ))	(ホ) 不足額 ((イ)-(ロ))
(ハ) 一般拠出金			1,777			(ハ) 一般拠出金					
令和××年度概算	(ト) 概算保険料額 684,975	(チ) 差引納付額 ((ト)-(ハ)) 525,550	第1期分 228,325	第2期分 228,325	第3期分 228,325	平成	(ト) 概算保険料額	(チ) 差引納付額 ((ト)-(ハ))	第1期分	第2期分	第3期分
⑧ 年月日	⑨ 記事	⑩ 納付すべき額	⑪ 事業主から領収した額(月日)	⑫ 政府へ納付した額(月日)	⑬ 事務組合額(⑩-⑫)	⑭ 納付済未済額(⑩-⑬)	⑮ 督促事項 金額 区分 受理年月日 通知年月日 指定期限				
××年6月15日	〇〇年 確・保険料・追7月 概・拠出金・延10日	1,777	1,777 (6/26)	1,777 (7/10)	0						
××年6月15日	××年 確・保険料・追7月 1概・拠出金・延10日	228,325	充当159,425 68,900 (6/26)	68,900 (7/10)	0						
××年11月2日	××年 確・保険料・追11月 2概・拠出金・延16日	228,325	228,325 (11/10)	228,325 (11/16)	0						
△△年2月1日	××年 確・保険料・追2月 3概・拠出金・延15日	228,325	128,325 (2/10)	128,325 (2/15)	0	100,000	100,000	21概3期	××.3.19	××.3.19	××.3.30
年 月 日	××年 確・保険料・追 月 3概・拠出金・延 日		100,000 (3/29)	100,000 (3/29)	0						
年 月 日	年 確・保険料・追 月 概・拠出金・延 日		()	()							
年 月 日	年 確・保険料・追 月 概・拠出金・延 日		()	()							

納入通知書による
通知年月日を記載

納期限を記載

領収日・納付日を必ず
正確に記入すること

事務組合が
受理した日

委託事業場に
通知した日

〈確定不足が生じた場合〉

労働保険等
様式第17号（第68条関係）（表面） 労働保険料等徴収及び納付簿

労働保険番号		府県	管轄	基幹番号	枝番号						
28301900000000											
① 事業場の区分	② 事業の名称	③ 事業場の所在地（電話）			④ 事業の種類 (労災保険率表による)	⑤ 成立している保険関係	⑥ 委託年月日				
乙	(株)〇塚商会	神戸市中央区〇丁目××-× 電話(×××)-(×××)××××番			卸・小売業 (9801)	(イ) 労災保険及び雇用保険 (ロ) 労災保険 (ハ) 雇用保険	〇〇年4月1日				
⑦ 確定保険料・概算保険料・一般拠出金の額											
令和	(イ) 確定保険料	(ロ) 申告済概算保険料	(ハ) 充当額 ((ロ)-(イ))	円	平成	(イ) 確定保険料	(ロ) 申告済概算保険料	(ハ) 充当額 ((ロ)-(イ))	円		
〇〇	円	円	(ニ) 還付額 ((ロ)-(イ))	円	年度	円	円	(ニ) 還付額 ((ロ)-(イ))	円		
年度	598,710	530,785	(ホ) 不足額 ((イ)-(ロ))	67,925	確定			(ホ) 不足額 ((イ)-(ロ))			
(ヘ) 一般拠出金	1,642			円	(ヘ) 一般拠出金				円		
令和	(ト) 概算保険料額	(チ) 差引納付額 ((ト)-(ハ))	第1期分	199,570	円	平成	(ト) 概算保険料額	(チ) 差引納付額 ((ト)-(ハ))	第1期分	円	
××	598,710		第2期分	199,570	円	年度			第2期分	円	
年度			第3期分	199,570	円	概算			第3期分	円	
⑧ 年月日	⑨ 記事	⑩ 納付すべき額	⑪ 事業主から領収した額 (月日)	⑫ 政府へ納付した額 (月日)	⑬ 事務組合額 (⑩-⑫)	⑭ 納付済額 (⑩-⑬)	⑮ 督促事項				
××年6月15日	〇〇年 確・保険料・追7月 概・拠出金・延10日	67,925	67,925 (6/26)	67,925 (7/10)	0		金額	区分	受理年月日	通知年月日	指定期限
××年6月15日	××年 確・保険料・追7月 概・拠出金・延10日	199,570	199,570 (6/26)	199,570 (7/10)	0						
××年6月15日	〇〇年 確・保険料・追7月 概・拠出金・延10日	1,642	1,642 (6/26)	1,642 (7/10)	0						
××年11月2日	××年 確・保険料・追11月 概・拠出金・延16日	199,570	199,570 (11/10)	199,570 (11/16)	0						
△△年2月1日	××年 確・保険料・追2月 概・拠出金・延15日	199,570	199,570 (2/10)	199,570 (2/15)	0						
年 月 日	年 月 日 確・保険料・追月 概・拠出金・延日		()	()							
年 月 日	年 月 日 確・保険料・追月 概・拠出金・延日		()	()							

第1種特別加入者がある場合は裏面⑭欄に記入すること

様式第17号（裏面）

⑧ 年月日	⑨ 記事	⑩ 納付すべき額	⑪ 事業主から領収した額 (月日)	⑫ 政府へ納付した額 (月日)	⑬ 事務組合額 (⑩-⑫)	⑭ 納付済額 (⑩-⑬)	⑮ 督促事項				
年 月 日	年 月 日 確・保険料・追月 概・拠出金・延日		()	()			金額	区分	受理年月日	通知年月日	指定期限
年 月 日	年 月 日 確・保険料・追月 概・拠出金・延日		()	()							
年 月 日	年 月 日 確・保険料・追月 概・拠出金・延日		()	()							
年 月 日	年 月 日 確・保険料・追月 概・拠出金・延日		()	()							
年 月 日	年 月 日 確・保険料・追月 概・拠出金・延日		()	()							
年 月 日	年 月 日 確・保険料・追月 概・拠出金・延日		()	()							
年 月 日	年 月 日 確・保険料・追月 概・拠出金・延日		()	()							
⑯ 返還金額			⑰ 労災保険の特別加入者				備考				
年月日	記事	金額	氏名	承認年月日	給付基礎日額						
			〇塚二郎	〇〇.4.1	〇〇年度	××年度	年度	年度			
					16,000	16,000					

- 【注意】
- ⑨欄には、委託事業主より領収し又は政府に納付した徴収金について、保険料、拠出金等の種別、及び必要な場合には、追徴金、延滞金の区分を○で囲み、納期を記載すること。なお、「確」は確定、「概」は概算及び増加概算、「追」は追徴金、「延」は延滞金の略である。（例：一般拠出金の納付があった場合には、「拠出金」を○で囲み、かつ、「追」を○で囲む。）
 - ⑬欄には、労働保険事務組合が領収し、保管中の金額（不足を生じた場合には赤字で記載すること。）を記載すること。
 - ⑮欄の「区分」には、督促を受けた徴収金の種別を記載すること。
 - 「備考」欄には、充当額その他労働保険事務等の処理に関して必要な事項を記載すること。

(5) 雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿(様式第18号)の作成について

委託事業主の事業所別に作成し、労働者ごとに一欄を使用し、被保険者となったこと、被保険者でなくなったこと等の処理状況をその都度加筆訂正を行い適正に整備してください。

略字及び処理内容を記載すること。

〈略字〉

- Ⓚ — 転勤届
- Ⓛ — 氏名変更届
- 60 — 60歳到達時賃金日額登録届
- 育介 — 休業開始時賃金日額登録届
- 特例 — 短期雇用特例被保険者

労働保険 雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿

様式第18号(表面)

雇用保険番号 事業所番号	2801-000999-9				
① 事業所の区分	② 事業所の名称	③ 事業所所在地		④ 委託年月日	
乙	(株)〇〇商会	神戸市中央区××町××-×		S60年 4月 1日	
⑤ 被保険者番号	⑥ 被保険者氏名	⑦ 被保険者になったことに関する事項	⑧ 被保険者でなくなったことに関する事項	⑨ その他	⑩ 離職票 交付日
5000-11111-1	鈴木 〇子	受託 ^H 〇年 〇月××日 田中	受託 ^H 〇〇年 〇月××日 田中		〇〇年〇月××日
		届出 〇〇年 〇月××日	届出 〇〇年 〇月××日		
		受理 〇〇年 〇月××日	受理 〇〇年 〇月××日		
		伝達 〇〇年 〇月××日 田中	伝達 〇〇年 〇月××日 田中		
5000-22222-2	△△ 一雄	受託 ^H 〇年 〇月××日 田中	受託 ^R 〇〇年 〇月××日 田中	←	〇〇年〇月××日 配達記録 本人宛郵送
		届出 〇〇年 〇月××日	届出 〇〇年 〇月××日		
		受理 〇〇年 〇月××日	受理 〇〇年 〇月××日		
		伝達 〇〇年 〇月××日 田中	伝達 〇〇年 〇月××日 田中		
5000-33333-3	山田 田中 △×	受託 ^R 〇年 〇月××日 田中	受託 年 月 日	Ⓛ 〇〇.〇〇.××届出	
		届出 〇〇年 〇月××日	届出 年 月 日		
		受理 〇〇年 〇月××日	受理 年 月 日		
		伝達 〇〇年 〇月××日 田中	伝達 年 月 日		
		受託 年 月 日	受託 年 月 日		
		届出 年 月 日	届出 年 月 日		
		受理 年 月 日	受理 年 月 日		
		伝達 年 月 日	伝達 年 月 日		
		受託 年 月 日	受託 年 月 日		
		届出 年 月 日	届出 年 月 日		
		受理 年 月 日	受理 年 月 日		
		伝達 年 月 日	伝達 年 月 日		

委託事業主からの依頼の受託、公共職業安定所長への届出、公共職業安定所からの通知の受理及び通知の委託事業主への伝達年月日を記載し、受託又は伝達したことについて事業主の氏名を記載させる。
なお、受託又は伝達が電話又は郵便で行なわれたときは、労働保険事務組合の担当者がその旨及び名前を記載する。

労働保険 名称、所在地等変更届記載例

様式第2号（第5条関係）

労働保険 名称、所在地等変更届

下記のとおり届事務に更新があったので届けます。

提出用

31604

〇 〇 〇 日

神戸 労働基準監督署長
公共職業安定所長 殿

28301900000-012

650-0044 コウベシ

チュウオウク

ヒガシカワサキチョウ〇チョウメ

△バン×ゴウ

神戸市

中央区東川崎町〇丁目

△番×号

①	住所又は所在地	明石市大明石町 〇丁目×番×号
②	氏名又は名称	673-0891
③	所在地	明石市大明石町 〇丁目×番×号 電話番号 078-000-0000
④	事業の種類	
⑤	事業の種別	
⑥	事業の種別	
⑦	事業の種別	
⑧	事業の種別	
⑨	事業の種別	
⑩	事業の種別	
⑪	事業の種別	
⑫	事業の種別	
⑬	事業の種別	
⑭	事業の種別	
⑮	事業の種別	
⑯	事業の種別	
⑰	事業の種別	
⑱	事業の種別	
⑲	事業の種別	
⑳	事業の種別	
㉑	事業の種別	
㉒	事業の種別	
㉓	事業の種別	
㉔	事業の種別	
㉕	事業の種別	
㉖	事業の種別	
㉗	事業の種別	
㉘	事業の種別	
㉙	事業の種別	
㉚	事業の種別	
㉛	事業の種別	
㉜	事業の種別	
㉝	事業の種別	
㉞	事業の種別	
㉟	事業の種別	
㊱	事業の種別	
㊲	事業の種別	
㊳	事業の種別	
㊴	事業の種別	
㊵	事業の種別	
㊶	事業の種別	
㊷	事業の種別	
㊸	事業の種別	
㊹	事業の種別	
㊺	事業の種別	
㊻	事業の種別	
㊼	事業の種別	
㊽	事業の種別	
㊾	事業の種別	
㊿	事業の種別	
1	事業の種別	
2	事業の種別	
3	事業の種別	
4	事業の種別	
5	事業の種別	
6	事業の種別	
7	事業の種別	
8	事業の種別	
9	事業の種別	
10	事業の種別	
11	事業の種別	
12	事業の種別	
13	事業の種別	
14	事業の種別	
15	事業の種別	
16	事業の種別	
17	事業の種別	
18	事業の種別	
19	事業の種別	
20	事業の種別	
21	事業の種別	
22	事業の種別	
23	事業の種別	
24	事業の種別	
25	事業の種別	
26	事業の種別	
27	事業の種別	
28	事業の種別	
29	事業の種別	
30	事業の種別	
31	事業の種別	
32	事業の種別	
33	事業の種別	
34	事業の種別	
35	事業の種別	
36	事業の種別	
37	事業の種別	
38	事業の種別	
39	事業の種別	
40	事業の種別	
41	事業の種別	
42	事業の種別	
43	事業の種別	
44	事業の種別	
45	事業の種別	
46	事業の種別	
47	事業の種別	
48	事業の種別	
49	事業の種別	
50	事業の種別	
51	事業の種別	
52	事業の種別	
53	事業の種別	
54	事業の種別	
55	事業の種別	
56	事業の種別	
57	事業の種別	
58	事業の種別	
59	事業の種別	
60	事業の種別	
61	事業の種別	
62	事業の種別	
63	事業の種別	
64	事業の種別	
65	事業の種別	
66	事業の種別	
67	事業の種別	
68	事業の種別	
69	事業の種別	
70	事業の種別	
71	事業の種別	
72	事業の種別	
73	事業の種別	
74	事業の種別	
75	事業の種別	
76	事業の種別	
77	事業の種別	
78	事業の種別	
79	事業の種別	
80	事業の種別	
81	事業の種別	
82	事業の種別	
83	事業の種別	
84	事業の種別	
85	事業の種別	
86	事業の種別	
87	事業の種別	
88	事業の種別	
89	事業の種別	
90	事業の種別	
91	事業の種別	
92	事業の種別	
93	事業の種別	
94	事業の種別	
95	事業の種別	
96	事業の種別	
97	事業の種別	
98	事業の種別	
99	事業の種別	
100	事業の種別	
101	事業の種別	
102	事業の種別	
103	事業の種別	
104	事業の種別	
105	事業の種別	
106	事業の種別	
107	事業の種別	
108	事業の種別	
109	事業の種別	
110	事業の種別	
111	事業の種別	
112	事業の種別	
113	事業の種別	
114	事業の種別	
115	事業の種別	
116	事業の種別	
117	事業の種別	
118	事業の種別	
119	事業の種別	
120	事業の種別	
121	事業の種別	
122	事業の種別	
123	事業の種別	
124	事業の種別	
125	事業の種別	
126	事業の種別	
127	事業の種別	
128	事業の種別	
129	事業の種別	
130	事業の種別	
131	事業の種別	
132	事業の種別	
133	事業の種別	
134	事業の種別	
135	事業の種別	
136	事業の種別	
137	事業の種別	
138	事業の種別	
139	事業の種別	
140	事業の種別	
141	事業の種別	
142	事業の種別	
143	事業の種別	
144	事業の種別	
145	事業の種別	
146	事業の種別	
147	事業の種別	
148	事業の種別	
149	事業の種別	
150	事業の種別	
151	事業の種別	
152	事業の種別	
153	事業の種別	
154	事業の種別	
155	事業の種別	
156	事業の種別	
157	事業の種別	
158	事業の種別	
159	事業の種別	
160	事業の種別	
161	事業の種別	
162	事業の種別	
163	事業の種別	
164	事業の種別	
165	事業の種別	
166	事業の種別	
167	事業の種別	
168	事業の種別	
169	事業の種別	
170	事業の種別	
171	事業の種別	
172	事業の種別	
173	事業の種別	
174	事業の種別	
175	事業の種別	
176	事業の種別	
177	事業の種別	
178	事業の種別	
179	事業の種別	
180	事業の種別	
181	事業の種別	
182	事業の種別	
183	事業の種別	
184	事業の種別	
185	事業の種別	
186	事業の種別	
187	事業の種別	
188	事業の種別	
189	事業の種別	
190	事業の種別	
191	事業の種別	
192	事業の種別	
193	事業の種別	
194	事業の種別	
195	事業の種別	
196	事業の種別	
197	事業の種別	
198	事業の種別	
199	事業の種別	
200	事業の種別	
201	事業の種別	
202	事業の種別	
203	事業の種別	
204	事業の種別	
205	事業の種別	
206	事業の種別	
207	事業の種別	
208	事業の種別	
209	事業の種別	
210	事業の種別	
211	事業の種別	
212	事業の種別	
213	事業の種別	
214	事業の種別	
215	事業の種別	
216	事業の種別	
217	事業の種別	
218	事業の種別	
219	事業の種別	
220	事業の種別	
221	事業の種別	
222	事業の種別	
223	事業の種別	
224	事業の種別	
225	事業の種別	
226	事業の種別	
227	事業の種別	
228	事業の種別	
229	事業の種別	
230	事業の種別	
231	事業の種別	
232	事業の種別	
233	事業の種別	
234	事業の種別	
235	事業の種別	
236	事業の種別	
237	事業の種別	
238	事業の種別	
239	事業の種別	
240	事業の種別	
241	事業の種別	
242	事業の種別	
243	事業の種別	
244	事業の種別	
245	事業の種別	
246	事業の種別	
247	事業の種別	
248	事業の種別	
249	事業の種別	
250	事業の種別	
251	事業の種別	
252	事業の種別	
253	事業の種別	
254	事業の種別	
255	事業の種別	
256	事業の種別	
257	事業の種別	
258	事業の種別	
259	事業の種別	
260	事業の種別	
261	事業の種別	
262	事業の種別	
263	事業の種別	
264	事業の種別	
265	事業の種別	
266	事業の種別	
267	事業の種別	
268	事業の種別	
269	事業の種別	
270	事業の種別	
271	事業の種別	
272	事業の種別	
273	事業の種別	
274	事業の種別	
275	事業の種別	
276	事業の種別	
277	事業の種別	
278	事業の種別	
279	事業の種別	
280	事業の種別	
281	事業の種別	
282	事業の種別	
283	事業の種別	
284	事業の種別	
285	事業の種別	
286	事業の種別	
287	事業の種別	
288	事業の種別	
289	事業の種別	
290	事業の種別	
291	事業の種別	
292	事業の種別	
293	事業の種別	
294	事業の種別	
295	事業の種別	
296	事業の種別	
297	事業の種別	
298	事業の種別	
299	事業の種別	
300	事業の種別	

変更のある項目について記入してください。

変更理由を必ず記入してください。

変更年月日を必ず記入してください。

個人から法人に変更になった場合は、法人番号を記入してください。

事業主
住所 神戸市中央区東川崎町〇-△-×
株式会社××商店
氏名 代表取締役 ×× 〇〇
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

事業場の名称や所在地等が変更になった場合に変更のあった翌日から起算して10日以内に提出しなければなりません。

委託解除届記載例

様式第17号(第64条関係)

提出用

労働保険等 労働保険事務等処理委託解除届

種別 ※修正項目番号

31605 □□

下記事業について委託解除があったので届けます。

令和 ○年○月○日

④労働保険番号

府 県	所 掌	管 轄(1)	基 幹	番 号	枝 番 号
2	8	3	0	19000000	001

兵庫 労働局長 殿

⑤事務処理委託解除年月日(元号:平成は7)

元号 9 - 08 - 03 - 31

⑥委託解除理由

- 1. 事業廃止
- 2. 委託換え
- 3. 個別加入
- 4. 労働者なし

※データ指示コード ※再入力区分

委託解除年月日、委託解除理由を記入してください。

① 事務組合	(イ)所在地	〒650 - 0044 神戸市中央区東川崎町 ×丁目×番○号
	(ロ)名称	〇〇町商工会 TEL (078) - 000) - 0000
	(ハ)代表者氏名	会長 〇〇 × ×

② 事業	(イ)所在地	神戸市灘区大内通 × × - × ×	郵便番号	〒 657 - 0833
	(ロ)名称	△△株式会社	電話番号	078 - 000 - 0000 番
③ 事業主	(イ)住所 (法人のときは主たる事務所の所在地)	神戸市灘区大内通 × × - × ×	郵便番号	〒 657 - 0833
	(ロ)名称	△△株式会社	電話番号	078 - 000 - 0000 番
	(ハ)氏名 (法人のときは代表者氏名)	△△ ○○		

社会保険労働	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号

〔注意〕

- で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学文字読取装置(OCR)で直接読取りを行うのでこの用紙は汚したり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 記入枠の部分は、必ず黒色のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
- ※印のついた記入枠には記載しないこと。

4. ①事務組合の(ハ)代表者氏名、③事業主の(ハ)氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとす

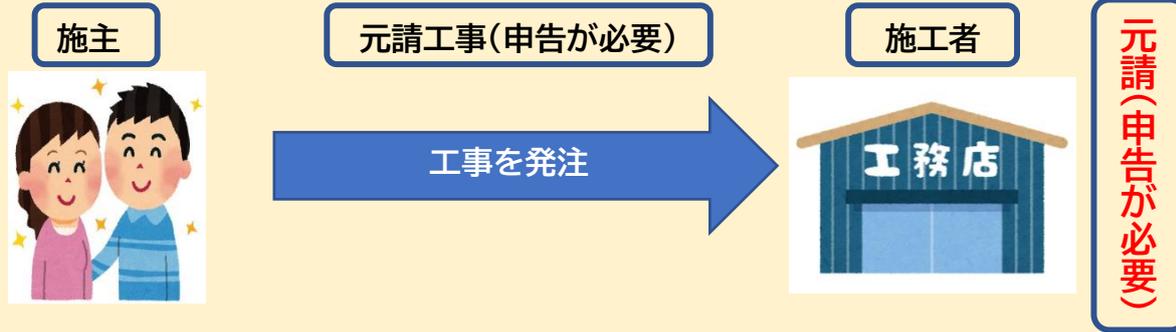
委託している事業場が事業廃止した場合やほかの事務組合へ委託換えする場合、もしくは個別事業場へ移行する場合に、遅滞なく提出してください。

令和8年度 年度更新について(一括有期事業)

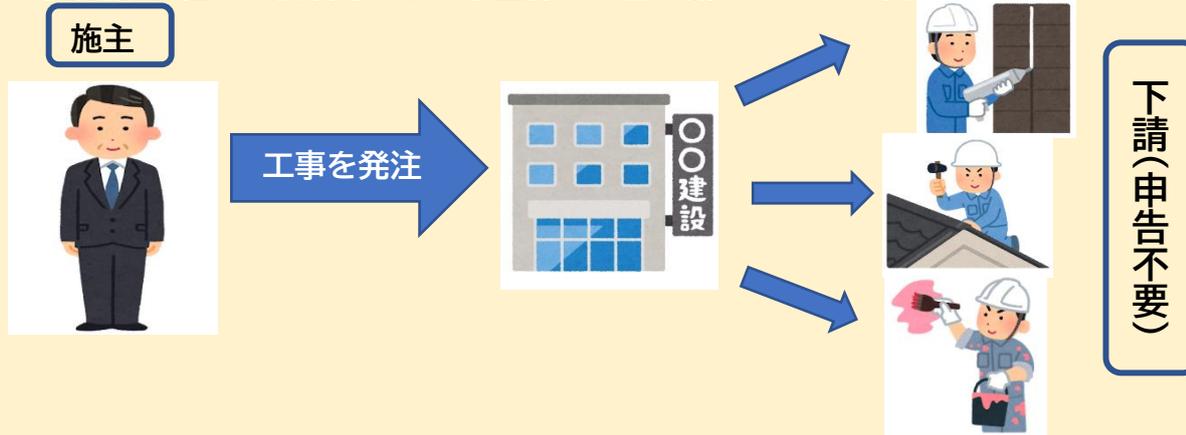
令和8年度の年度更新に係る申告について、次の①～④にご留意のうえ、報告してください。

①令和7年度中(令和7年4月1日から令和8年3月31日)に終了した元請工事を記入

○元請工事(施主(発注者から直接請け負った工事)



○下請工事(建設会社や工務店等から工事全体の一部を請け負った工事)



②消費税抜きの請負金額を記入

契約書等が消費税込みの金額となっている場合は、消費税抜きの金額を記入してください。

○消費税込みの金額から消費税抜きの金額の算出方法→「消費税込みの金額÷1.1」

③工事内容に変更があれば変更した内容を反映して記入

工事台帳、工事経歴書、総勘定元帳等関係書類により、請負代金の変更・追加、付帯工事、支給材、控除物等の有無を十分に確認し、算入漏れがないよう注意してください。

※注文者などからその事業に使用する工事用の資材などが支給されたり、機械器具等を貸与された場合、支給された価値相当額または機械器具等の損料相当額が請負代金に加算されます。

請負代金	+	請負代金に加算する額	-	請負代金から控除する額	=	請負金額
(契約金額・施主からの金銭給与)		(支給材の価格相当額+貸与物の賃貸料や損料相当額)		下記(※)参照		

※請負代金から控除する対象工事用物は「36機械装置の組立て又は据付けの事業」の機械装置のみです。

④工事の種類ごとに記入

工事の種類ごとに記入、できる限り詳しく記入してください。

(工事の内容により保険料率が異なります。)

【記入例:〇〇邸外壁改修工事、××邸内装工事など】

申告誤りにより、保険料の不足が確認された場合、不足分に保険料の追加納付や追徴金(保険料の10%)の納付手続きを行っていただく必要がありますので、本パンフレットをご一読いただき、適正な申告をお願いします。

裏面もご覧ください。

一括有期事業報告書・総括表作成のチェックポイント

令和7年度確定保険料申告書の作成にあたり、このチェックポイント用紙をご活用ください。

チェック

- [] 令和6年度の新料率に対応した一括有期事業総括表を使用していますか？
- [] 元請工事で令和7年度中（令和7年4月1日～令和8年3月31日）に終了した工事が、もれていませんか。（下請工事は申告の対象にはなりません。）
- [] 令和8年3月31日までに終了していない工事が含まれていませんか。
- [] 一括有期事業の要件を満たす工事以外が含まれていませんか。
（一括できるのは請負金額が1億8千万円未満、かつ概算保険料額が160万円未満の場合。）
- [] 事業の種類区分に誤りはありませんか。
（「労災保険率適用事業細目表」で確認してください。）
- [] 事業開始時期の区分に誤りはありませんか。
（工事開始時の労務費率、保険料率が適用されます。「事業の種類・労務費率・保険料率一覧表」で確認してください。）
- [] 支払賃金により保険料を算定している工事について、下請業者の賃金に漏れはありませんか。また、通勤手当や賞与等の一時金の算入漏れはありませんか。
- [] 労務費率により保険料を算定している工事について、請負代金に消費税が含まれていませんか。
ただし、平成27年3月31日までに開始した工事には消費税を含みます。
- [] 事業の種類が異なる工事はそれぞれ別葉で記入していますか
- [] 総括表の一般拠出金欄の記入漏れはありませんか。平成19年4月1日以降に開始した工事が対象になります。
- [] 報告書、総括表に事業場名、代表者名の記入漏れはありませんか。

労働保険料の申告・納付は適正にお願いします。

～労働保険料の適正な申告・納付にご理解・ご協力をお願いします。～

★★委託先の労働保険事務組合に提出する

「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」の記入上の留意点について★★

労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間に労働者に支払う見込みの賃金総額に保険率を乗じて算出した概算額を年度当初に納付し、翌年度の初めに実際支払った賃金総額により確定精算します。

～労災保険の対象労働者とは～

常用、日雇、パート、アルバイト等すべての労働者が対象となります。

～雇用保険の対象被保険者とは～

雇用される労働者は、常用、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態に関わらず

① 1週間の所定労働時間が20時間以上であり、② 31日以上雇用見込みがある場合には原則として被保険者となります。（昼間学生や季節的に雇用される者等については、除かれます。）

「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」作成チェックポイント

- 賞与、その他臨時の賃金の算入漏れはありませんか？
- 通勤手当等の交通費（非課税、現物支給の定期券代等を含む。）の算入漏れはありませんか？
- パート・アルバイト等短時間労働者の賃金の算入漏れはありませんか？
- 季節労働者の賃金の算入漏れはありませんか？
- 年度途中で退職した者の賃金の算入漏れはありませんか？
- 同居の親族等、労働者でない方の賃金を誤算入していませんか？
- 事業の代表者や法人の役員への役員報酬を誤算入していませんか？
- 承認されている特別加入者が正しく記載されていますか？
- 各労働者について、雇用保険の加入漏れはありませんか？

（保険料を納付していただいても、「雇用保険被保険者資格取得届」をハローワークに提出していない場合、雇用保険に加入していないことになります。）

申告誤りにより、保険料の不足が確認された場合には、不足分の保険料の追加納付や追徴金（保険料の10%）の納付を行っていただく必要がありますので、ご注意ください。

※ ご不明な点は、委託先の「労働保険事務組合」へご確認ください。

建設業の事業主の皆さまへ

～所属労働者が**特定の工事現場に付随しない業務**を行う場合は
事務所等の労災保険（継続事業）を成立させる必要があります～

◆ 特定の工事現場に付随しない業務 とは…

➤ 原則、元請事業が関連しておらず、かつ、有期事業にも該当していないことが前提です。具体例としては以下の①～④の業務等が該当します。
（裏面〈参考〉を参照）

- ① 土場・資材置き場等での整理作業（*）や所属事業場施設内での作業
- ② 見積書作成のため取引先への現場状況確認
- ③ 事業として行わない防災対策作業や災害復旧作業、除雪作業
- ④ 所属事業場の修繕作業（工期を定めていない等）

（*）土場・資材置き場等での整理作業には、型枠、重機、電動工具等の清掃、整理整頓、メンテナンス作業等があります。

◆ 事務所等の労災保険 に関する留意点について…

- ① 事務職の労働者を雇用していない場合でも建設業務従事者が「特定の工事現場に付随しない業務」に従事する見込みがある場合は、保険関係の成立が必要です。
※ 既に、建設の事業の保険関係とは別に、継続事業の労災保険を成立している場合は、保険料の算定方法（下記④）に留意してください。
- ② 適用単位(事業場)は、原則、当該建設事業場(事業主)の事務所所在地となります。
※ ただし、組織的に独立した事業が他にある場合を除きます。
- ③ 適用業種については主たる業態により判断されます。
- ④ 保険料の算定にあたっては「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額を算出し、算定基礎に含めてください。
※ 「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額は根拠となる資料（出勤簿、出面等）等を基に算出してください。根拠となる資料がない場合は、実態等から当該作業の日数、時間数を推算し、これに応じた賃金額を算出してください。

所属労働者が**特定の工事現場に付随しない業務で負傷**(疾病含む)した場合は**事務所等労災の保険関係で労災請求**してください。

◆ 成立手続 と 保険給付に関して…

- 所属労働者が「特定の工事現場に付随しない業務」を行っている場合(又は行う見込みがある場合)で、まだ手続がお済みでない事業主の方は、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署で成立手続ができます。
- 未手続中の災害で保険給付を行った場合、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することがあります。
- 成立手続又は保険給付に関しては、労働基準監督署へご相談ください。

労働基準監督署の所在地は →



<参考>

有期事業と事務所等（継続事業）の労働保険料の労災保険分の区分例

- ① 元請A社の工事現場にかかる業務（注）を下請B社の労働者がB社の資材置き場で行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しA社の「有期事業」の保険料の算定基礎に含める。（ただし、請負金額で保険料を算定する場合を除く）

（注）なお、「事務所等」が「製造業」の業態の場合は、元請の工事現場にかかる業務でも自社の工場等で製作、加工の業務を行った際の賃金額については「事務所等」の保険料の算定基礎に含めることに留意する。

- ② C社労働者が特定の工事現場に付随しないC社内の倉庫整理を行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しC社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。

- ③ D社労働者が顧客からの依頼により見積書を作成した場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しD社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。

- ④ E社労働者が台風被害を受けた自社の復旧作業を突発的に行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しE社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。
（ただし、事業として行っている場合は除く）

- ⑤ F社労働者が自社の倉庫の外壁塗装作業（工期の定めはなし）を他の業務の合間を利用して行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しF社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。
（「建設の態様」となる業務であっても工期の定めがない場合等は「有期事業」に該当しない場合があることに留意する。）

*以上①～⑤はあくまで一例です。

<建設業の事業主の皆さまへのお願い>

年度更新時の労働保険料の適正な申告と正しい保険関係による労災請求について

➤ 労働保険の年度更新では、

ア 元請として行った工事が前年度に終了した場合は一括有期事業の保険関係（労災）

イ 特定の工事現場に付随しない業務については「事務所等労災」（継続事業）の保険関係（労災）

ウ 所属労働者の雇用保険

以上のア～ウについてはそれぞれ適正に確定保険料を申告してください。

- 下請事業の所属労働者が元請事業に関連した業務で負傷した場合（疾病含む）は、元請事業の保険関係で労災請求してください。この場合、下請事業の保険関係で労災請求することは誤りとなりますのでご注意ください。

※ご不明点があれば、都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

事務所等労災（末尾 6）について Q&A

<労働保険事務組合担当者様向け>

（「建設業の事業主の皆様へ」リーフレットも併せてご覧ください）

1 成立の可否について

Q1. 事務員が居ない場合あるいは事務所や倉庫等が無い場合も成立させる必要はありますか？

A. 所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務（※1）を行う可能性がある場合は、成立する必要がある場合があります。

Q2. 所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務を行うかどうかははっきりしない場合も成立する必要があるありますか？

A. 所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務を絶対にしないという場合を除いて、成立する必要がある場合があります。万が一、未成立の状態でも倉庫作業等特定の工事現場に付随しない業務中に事故があった場合は、未手続事故となります。

Q3. 年に一度するかどうかという作業でも、成立する必要はありますか？

A. その業務（作業）の頻度に関わらず、成立する必要がある場合があります。

Q4. 所属労働者はいるが、特定の工事現場に付随しない業務は一切しておらず、今後も行わない場合についても、成立する必要はありますか？

A. 一切行う事がない場合は、成立する必要はありません。

Q5. 所属労働者が居ない場合、成立できますか？

A. 所属労働者が居なければ、成立できません。

Q6. 電器の小売を主とする事業で、工事を行う場合の為に、末尾 0 と末尾 5 を成立していますが、倉庫作業用に末尾 6 の成立は必要ですか？

A. 電機の小売と工事が組織的に独立した事業でない場合、末尾 0 に含まれるため、倉庫作業での末尾 6 の成立は不要です。

Q7. 事務所と倉庫が違う番地にある場合は、複数番号成立させる必要はありますか？

A. 組織的に独立した事業でない限り、末尾 6 は 1 つ成立していれば事務所と倉庫の両方を補っていることとなります。

（※1 「建設業の事業主の皆様へ」リーフレットを参照してください）

R8.1 兵庫労働局労働保険徴収課事務組合係

2 成立届の作成について

Q8. 事業場の所在地とは違う番地に倉庫を構えている場合、成立届に記載する所在地は倉庫の場所になりますか？事業主の所在地になりますか？

A. 組織的に独立した事業でない限り、事業場の所在地になります。

Q9. 成立年月日はいつにすれば良いですか？

A. 原則、過去に対象となる業務を行っていた事が明確に確認できた場合は、その業務を行った日になります。もしも過年度であった場合は、前年度以前については事務組合委託の労働保険番号ではなく個別番号での成立になり、当年度当初から事務組合委託の労働保険番号になります。

現時点で所属労働者がいない場合は、成立できない為、所属労働者を雇用した時点が成立日となります。(成立日以降に成立届を提出することとなります)

上記にあてはまらない場合の取り扱い、事務組合係にご相談ください。

3 中小事業主の特別加入について

Q10. 年に数回しか業務を行わない場合にも、中小事業主の特別加入が加入できますか？

A. 中小事業主の特別加入は、所属する労働者が、特定の工事現場に付随しない業務を年間100日以上行う場合に加入できる為、100日未満しか行わない場合には特別加入は加入できません。

特別加入の一般的な要件に変更点はありません。

4 保険料の算定について

Q11. 特定の工事現場に付随しない業務を行う可能性が低い場合、概算保険料を0円にする事は可能ですか？

A. 特定の工事現場に付随する業務を行う可能性が低い場合も、概算保険料を0円にする事はできません。見込から算定した概算保険料をお支払いいただきますが、確定保険料が概算保険料より少なかった場合、余った保険料は翌年に繰り越す事ができます。

Q12. 保険料の算定となる賃金はどのように算出すればよいですか？

A. 原則、日報や出勤簿等を根拠として、当該業務に従事した日数や時間数に基づき行います。

上記根拠資料が無い場合は、実態等から日数時間数を推算し、これに応じた賃金を算出して差し支えありません。

事務所等労災について Q&A

＜労働保険事務組合に委託している事業主様向け＞
（「建設業の事業主の皆様へ」リーフレットも併せてご覧ください）

1 事務所等労災に入る必要があるかどうかについて

Q1. 事務員が居ない場合、又は事務所や倉庫が無い場合も事務所等労災に入る必要はありますか？

A. 所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務（※1）を行う可能性がある場合は、入る必要があります。

Q2. 所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務を行うかどうかははっきりしない場合も入る必要はありますか？

A. 所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務を絶対にしないという場合を除いて、入る必要があります。万が一、入っていない状態で倉庫作業等特定の工事現場に付随しない業務中に事故があった場合は、未手続事故となります。

Q3. 年に一度するかどうかという作業でも、入る必要はありますか？

A. その業務（作業）の頻度に関わらず、入る必要があります。

Q4. 所属労働者は居るが、特定の工事現場に付随しない業務は一切しておらず、今後も行わない場合についても、入る必要はありますか？

A. 特定の工事現場に付随しない業務を一切行う事がない場合は、入る必要はありません。

Q5. 所属労働者が居ない場合も、入れますか？

A. 所属労働者が居なければ、入ることはできません。

Q6. 電器の小売を主とする事業で、工事を行う場合の為に、小売業用と現場の労災にそれぞれ入っていますが、倉庫作業用に入る必要はありますか？

A. 電器の小売と工事が組織的に独立した事業でない場合、小売業用の労災に含まれるため、追加で入る必要はありません。

Q7. 事務所と倉庫が違う番地にある場合は、別々に入る必要はありますか？

A. 組織的に独立した事業でない限り、事務所等労災は一箇所であれば事務所と倉庫の両方を補っていることになります。

（※1 「建設業の事業主の皆様へ」リーフレットを参照してください）

R8.1 兵庫労働局労働保険徴収課事務組合係

2 中小事業主の特別加入について

Q8. 年に数回しか業務を行わない場合にも、中小事業主の特別加入に加入できますか？

- A. 中小事業主の特別加入は、所属する労働者が、特定の工事現場に付随しない業務を年間100日以上行う場合に加入できる為、100日未満しか行わない場合には特別加入は加入できません。
(特別加入の一般的な要件に変更点はありません。)

3 保険料について

Q9. 特定の工事現場に付随しない業務を行う可能性が低い場合、概算保険料を0円にする事はできますか？

- A. 特定の工事現場に付随する業務を行う可能性が低い場合も、概算保険料を0円にする事はできません。見込から算定した概算保険料をお支払いいただきますが、確定保険料が概算保険料より少なかった場合、余った保険料は翌年に繰り越す事ができます。

Q10. 保険料の算定となる賃金はどのように算出すればよいですか？

- A. 原則、日報や出勤簿等を根拠として、当該業務に従事した日数や時間数に基づき行います。
上記根拠資料が無い場合は、実態等から日数時間数を推算し、これに応じた賃金を算出して差し支えありません。

事務所等労災についてわからない事があれば、
委託中の労働保険事務組合か、
最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

～ 建設業の事業主の皆さまへ～

労働保険への正しい加入をお願いします。

労働保険			
保険の種類	①労災保険(現場労災) 建設工事現場での労災保険	②労災保険(事務所等労災) 建設工事現場以外の資材置き場や倉庫、土場等での労災保険	雇用保険
加入の義務	元請事業場の事業主 	元請事業場・下請事業場に関わらず、労働者を雇用する事業主 	下記の条件に当てはまる労働者を雇用している場合、年齢や本人の希望の有無に関わりなく、加入する必要があります。 (元請事業場・下請事業場いずれも対象) <ol style="list-style-type: none"> 1週間の所定労働時間が20時間以上であること 31日以上引き続き雇用されることが見込まれること
給付の概要	建設工事現場の労働者が、業務中や通勤途上に被災した場合、業務に起因して発病した場合、また、業務に関連して死亡した場合に補償されます。 	会社事務所、資材置き場、土場等での作業中(業務中)、また通勤途上に被災された場合等に補償されます。 ※こちらのケースでは現場労災だけでは補償されません。	<ul style="list-style-type: none"> 労働者が失業した場合 働く人の能力開発 雇用を継続するための給付(介護休業、育児休業など) 事業所への助成金
保険料の負担	事業主	事業主	事業主および労働者
手続きするところ	事業所の所在地を管轄する労働基準監督署	事業所の所在地を管轄する労働基準監督署	事業所の所在地を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)
 注意	労災保険に加入していない状態で事故が発生した場合「未加入災害」として、保険料を遡って徴収する他に、労災保険から受けた給付額の全額または一部を事業主に負担していただく 費用徴収 を行う場合があります。		

※詳しくは管轄の労働基準監督署またはハローワークにてご確認ください。



兵庫労働局HP



詳細版(厚生労働省)はこちらから



兵庫労働局・労働基準監督署・公共職業安定所
(ハローワーク)

兵庫労働局・労働基準監督署 一覧表

令和8年1月1日 現在

種別 局・監督署別	所在地	電話番号	管轄
兵庫労働局 労働保険徴収課	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー 15F	適用指導官 主任労災・労働保険専門員 (078) 367-0794	(兵庫県全域)
神戸東	〒650-0024 神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎 3F	(078) 332-5353	神戸市のうち 中央区・灘区
神戸西	〒652-0802 神戸市兵庫区水木通10-1-5	(078) 576-1831	神戸市のうち 兵庫区 ・長田区・須磨区 ・垂水区・北区・西区
尼崎	〒660-0892 尼崎市東難波町4-18-36 尼崎地方合同庁舎 1F	(06) 6481-1541	尼崎市
姫路	〒670-0947 姫路市北条1-83	(079) 224-1481	姫路市・神崎郡 ・粟粟市・揖保郡 ・たつの市
伊丹	〒664-0881 伊丹市昆陽1-1-6 伊丹労働総合庁舎	(072) 772-6224	伊丹市・川西市 三田市・丹波篠山市 ・川辺郡
西宮	〒662-0942 西宮市浜町7-35 西宮地方合同庁舎 3F	(0798) 24-8603	西宮市・芦屋市・宝塚市 神戸市のうち 東灘区
加古川	〒675-0017 加古川市野口町良野1737	(079) 422-5001	明石市・加古川市 高砂市・三木市 小野市・加古郡
西脇	〒677-0015 西脇市西脇885-30 西脇地方合同庁舎	(0795) 22-3366	西脇市・加西市 加東市・丹波市 ・多可郡
但馬	〒668-0031 豊岡市大手町9-15	(0796) 22-5145	豊岡市・養父市 朝来市・美方郡
相生	〒678-0031 相生市旭1-3-18 相生地方合同庁舎	(0791) 22-1020	相生市・赤穂市 佐用郡・赤穂郡
淡路	〒656-0014 洲本市桑間280-2	(0799) 22-2591	洲本市・淡路市 ・南あわじ市

※ 開庁時間 平日 8時30分 ~ 17時15分 (年末年始(12/29~1/3)及び土日祝日を除く)

労働保険の適用事業場情報をインターネットで確認いただけます。

- 事業主が労働保険の加入に必要な手続を行っているか否かを、求職者や労働者の方々がインターネット上で検索できます。
- 検索結果として表示される項目は、「事業主の名称」、「事業主の所在地」、「成立している保険関係の種類(労災保険・雇用保険)」です。
(注) 労働者個人について、雇用保険の受給に必要な手続(雇用保険の資格取得手続)がなされているかを確認できるものではありません。
- 事業主の皆様におかれましては、名称や所在地に変更がある場合は、変更が生じてから10日以内に「名称・所在地等変更届」を労働基準監督署等に提出していただく必要があります。

「労働保険の適用事業場情報」検索ページの開設場所

[厚生労働省ホームページ]ホーム → [テーマ別に探す] 雇用・労働 → 労働基準 → [施策情報]労働保険の適用・徴収 → [施策紹介]労働保険に関する総合情報はこちら → [適用事業場検索]労働保険適用事業場検索